

西尾市岩瀬文庫書庫・

西尾市立図書館おもちゃ館（旧岩瀬文庫児童館）保存活用計画

令和4年3月

西 尾 市

例 言

- 1 本計画書は、愛知県西尾市亀沢町に所在する「国指定登録有形文化財 岩瀬文庫書庫」「西尾市立図書館おもちゃ館（旧岩瀬文庫児童館）」の保存活用計画である。
- 2 本計画は、令和2年度～3年度で実施し、「登録 西尾市岩瀬文庫書庫及び西尾市立図書館おもちゃ館（旧岩瀬文庫児童館）建造物保存修理（登録有形文化財公開活用）事業」として、文化庁国宝・重要文化財等保存活用事業費補助金の採択を受け実施した。
- 3 計画の策定にあたっては、文化庁文化資源活用課（近現代建造物部門）及び愛知県県民文化局文化芸術課文化財室の指導・協力をうけた。

目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画の作成.....	1
(1) 計画作成年月	1
(2) 計画策定者.....	1
(3) 保存活用計画策定委員会.....	1
2 文化財の名称	3
(1) 国登録有形文化財（建造物）の名称等.....	3
(2) 文化財建造物の構造及び形式	3
(3) 所有者等の氏名及び住所.....	3
3 文化財の概要	4
(1) 文化財の構成.....	4
(2) 文化財の概要.....	5
(3) 文化財の価値.....	12
4 文化財保護の経緯.....	14
(1) 保存事業履歴.....	14
(2) 活用履歴	16
5 保護の現状と課題.....	17
(1) 保存の現状と課題.....	17
(2) 活用の現状と課題.....	18
6 計画の概要.....	20
(1) 計画区域	20
(2) 計画の目的.....	21
(3) 基本方針	21
(4) 計画の概要.....	21
第2章 保存管理計画.....	22
1 保存管理の状況	22
(1) 保存状況	22
(2) 管理状況	22
2 保護の方針.....	23
(1) 保護の方針の設定.....	23
(2) 部分の設定.....	23
(3) 部位の設定と保護の方針.....	24
3 管理計画	25
(1) 管理の体制.....	25

(2) 管理の方法.....	25
4 改修計画	29
(1) 破損状況	29
(2) 耐震診断	30
(3) 改修方針	30
(4) 改修計画	31
第3章 環境保全計画.....	33
1 環境保全の現状と課題.....	33
(1) 現状	33
(2) 課題	33
2 環境保全の基本方針	33
3 区域の区分と保全方針.....	33
(1) 保存区域	33
(2) 保全区域	33
(3) 整備区域	34
4 環境整備計画	35
(1) 活用に向けた環境整備が必要な事項	35
(2) 維持の上で必要な事項	35
5 建造物の区分と保護の方針	36
(1) 保存建造物.....	36
(2) 保全建造物.....	36
(3) その他.....	36
6 防災上の課題と対策	37
(1) 防災上の課題と対策.....	37
(2) 当面の改善措置と今後の対処方針	37
第4章 防災計画.....	38
1 防火防犯計画	38
(1) 火災時の安全性に係る課題	38
(2) 防火管理計画	39
(3) 防犯計画	40
(4) 消防用設備等の設置計画.....	41
2 耐震対策	42
(1) 耐震診断	42
(2) 地震発生時の対処方針	42
3 耐風対策	42
(1) 被害の想定.....	42

4	その他の災害対策	43
	(1) 予想される災害	43
	(2) 今後の対処方針	43
第5章	活用計画	44
1	公開活用その他活用の基本方針	44
2	公開活用計画	44
	(1) 旧書庫及びおもちゃ館の公開活用	44
	(2) 計画条件の整理	45
	(3) 建造物の公開活用	46
	(4) 外構及び周辺地の公開活用	46
	(5) 建築計画（基本方針）	48
	(6) 管理運営計画	50
3	実施に向けての課題	52
	(1) 建築的課題	52
	(2) 管理運営に関する課題	52
第6章	保護に係る諸手続き	53
1	文化庁長官への届出	53
	(1) 登録有形文化財の滅失、き損等（文化財保護法第 61 条）	53
	(2) 登録有形文化財の現状変更の届出等（同第 64 条）	53
	(3) 所有者変更に伴う登録証の引渡し（同第 69 条）	53
2	文化庁長官への届出が必要ない場合	53
	(1) 非常災害のために必要な応急処置（文化財保護法第 64 条）	53
	(2) 維持の措置（同第 64 条）	53

第1章 計画の概要

1 計画の作成

(1) 計画作成年月

令和4年3月（予定）

(2) 計画策定者

西尾市 教育委員会事務局

(3) 保存活用計画策定委員会

本計画策定にあたっては、専門的知識を有する学識経験者及び地域住民代表などにより組織された岩瀬文庫書庫・西尾市立図書館おもちゃ館保存活用計画策定委員会による検討と助言及び指導を受ける。

図1 検討体制

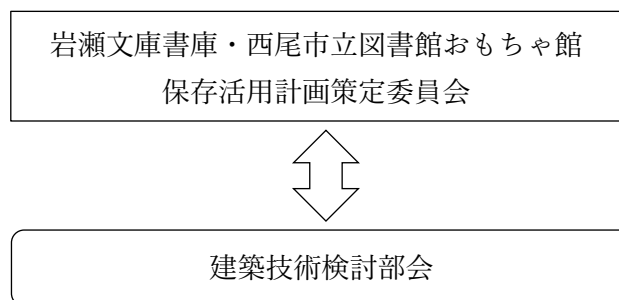


表1 検討経緯

開催日	委員会等	検討内容
令和2年11月18日（水）	第1回策定委員会	保存活用計画について 令和2年度事業について
令和3年2月13日（土）	第1回建築技術検討部会	劣化調査結果の報告と現地確認
令和3年3月29日（月）	第2回策定委員会	劣化調査結果の報告と今年度成果報告
令和3年5月20日（木）	第2回建築技術検討部会	改修内容の検討と活用の方向性
令和3年7月8日（木）	第3回策定委員会	改修・活用の方向性について
令和3年11月2日（火）	第3回建築技術検討部会	耐震改修と計画書とりまとめについて
令和3年12月8日（水）	第4回建築技術検討部会	保護の方針と計画書とりまとめについて
令和3年12月22日（水）	第4回策定委員会	計画案について

■岩瀬文庫書庫・西尾市立図書館おもちゃ館保存活用計画策定委員会

<委員>

名前	役職名	分野
溝口 正人	名古屋市立大学大学院教授 【委員長】	学識経験者（建造物）
颯田 洪	西尾市文化財保護委員会 【副委員長】	市民代表
西澤 泰彦	名古屋大学大学院教授	学識経験者（建造物）
古川 忠稔	中部大学教授	学識経験者（構造）
岩田 敏也	東海工業専門学校非常勤講師	学識経験者（建造物）
塩村 耕	名古屋大学大学院教授	学識経験者（国文学）
杉浦 平六	岩瀬文庫ボランティア	市民代表
尾崎 啓子	図書館協議会	関係団体
森 隆司	（一社）西尾市観光協会	関係団体
加瀬 雅史	資産経営課長	行政
石川 孝次	観光文化振興課長	行政
伊藤 清克	公園緑地課長	行政

<オブザーバー>

名前	役職名	分野
野村 光広	文化庁 文化資源活用課文化財調査官	行政
山内 良祐	愛知県 文化芸術課文化財室	行政

■建築技術検討部会

名前	役職名	分野
溝口 正人	名古屋市立大学大学院教授 【委員長】	学識経験者（建造物）
西澤 泰彦	名古屋大学大学院教授	学識経験者（建造物）
古川 忠稔	中部大学教授	学識経験者（構造）
岩田 敏也	東海工業専門学校非常勤講師	学識経験者（建造物）

■事務局

事務局は、西尾市文化財課内に設置した。

■市民周知・意見聴取事業

○パブリックコメントの実施

名称	実施期間	意見数
西尾市岩瀬文庫書庫・西尾市立図書館おもちゃ館 （旧岩瀬文庫児童館）保存活用計画（案） パブリックコメント	令和4年1月20日から 令和4年2月19日まで	0件

○意見聴取の実施

活用にあたっての市民意向の意見聴取をヒアリング及びアンケート形式により実施した。（資料編 P41参照）

2 文化財の名称

(1) 国登録有形文化財（建造物）の名称等

指定種別	国登録有形文化財（建造物）
名称	西尾市岩瀬文庫書庫
建築年代	大正 8 年頃
登録年月日	平成 11 年 6 月 7 日
所在地	愛知県西尾市亀沢町 474

指定種別	国登録有形文化財（建造物）
名称	西尾市立図書館おもちゃ館（旧岩瀬文庫児童館）
建築年代	大正 14 年頃
登録年月日	平成 11 年 6 月 7 日
所在地	愛知県西尾市亀沢町 474

(2) 文化財建造物の構造及び形式

西尾市岩瀬文庫書庫	煉瓦造及び木造地下 1 階地上 3 階建、瓦葺、建築面積 80 m ²
西尾市立図書館おもちゃ館 （旧岩瀬文庫児童館）	木造平屋建、瓦葺、建築面積 57 m ²

(3) 所有者等の氏名及び住所

所有者	西尾市
所有者住所	愛知県西尾市寄住町下田 22

3 文化財の概要

(1) 文化財の構成

ア 文化財の構成（保存対象）

西尾市岩瀬文庫書庫（以下「旧書庫」という）・西尾市立図書館おもちゃ館（旧岩瀬文庫児童館）
（以下「おもちゃ館」という）（図2 参照）

2 位置図



イ 一体となって価値を形成するもの

池及び緑地

(2) 文化財の概要

ア 立地環境

旧書庫及びおもちゃ館は、鶴城公園内に位置している。公園内には、岩瀬文庫（博物館）や西尾市立図書館本館が立地し、池や樹木が配されており、周辺の低層住宅地とともに落ち着いた雰囲気のあるエリアとなっている。

イ 創立沿革

<旧書庫>

岩瀬文庫は、地元の実業家である岩瀬弥助によって、明治41年（1908）に設立された私立図書館である。本書庫は、大正6年（1917）から始まる第二期工事で建設された建物である。大正8年（1919）頃には西原吉治郎の設計によって、煉瓦造で地下1階地上3階建の書庫が竣工している。昭和5年（1930）に岩瀬弥助が死去すると、遺言により財団法人が設立されて岩瀬文庫が運営された。戦後には財団法人による運営が困難となり、昭和30年（1955）に土地と書庫は西尾市に寄贈され、8万余冊の蔵書をすべて市が購入することで、同年4月には公立図書館となる西尾市立図書館岩瀬文庫が開館した。昭和42年（1967）には旧書庫の南西側に、岩瀬文庫の図書館としての機能を補完する西尾市郷土館が開館し、岩瀬文庫と西尾市郷土館は一体的に運用された。昭和58年（1983）には西尾市郷土館の南側に、今につづく西尾市立図書館が開館し、岩瀬文庫は図書館としての役割を終えた。平成15年（2003）には現在の岩瀬文庫本館や収蔵庫を新たに建設し、国内初の「古書ミュージアム」を謳った博物館として西尾市岩瀬文庫が開館した。そこへ、本書庫の主な収蔵品が移設されたことから本書庫は書庫としての役割を終えた。

<おもちゃ館>

大正14年（1925）頃、旧書庫と同じく建築家西原吉治郎の設計により、岩瀬文庫の児童館として建築された。学校以外の児童向け施設としては日本でも最初期の施設であり、日本初の児童館とされることもある。昭和61年（1992）には老朽化のため内装改修され、全国の郷土玩具などを展示したり遊具で楽しむことができるおもちゃ館となった。平成15年（2003）にはペンキの塗り替えが行われ、子どもの室内遊技場として使用されていたが現在は閉鎖されている。

ウ 敷地の変遷

図 3 大正 6 年以前の図面（第 1 期整備後）

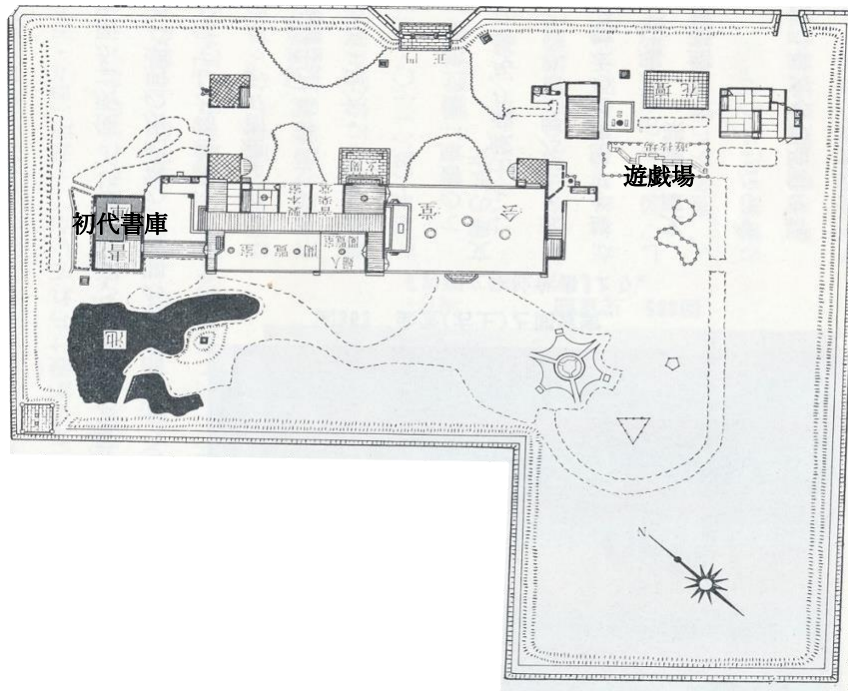
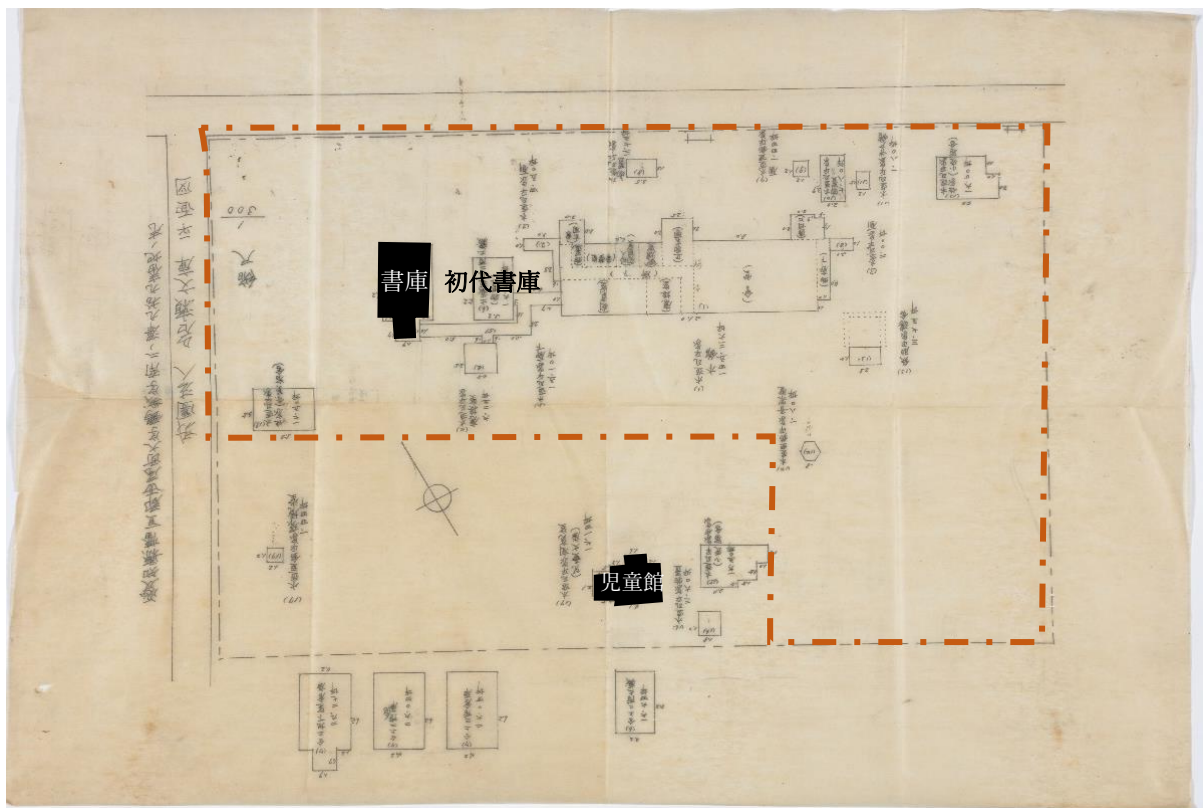
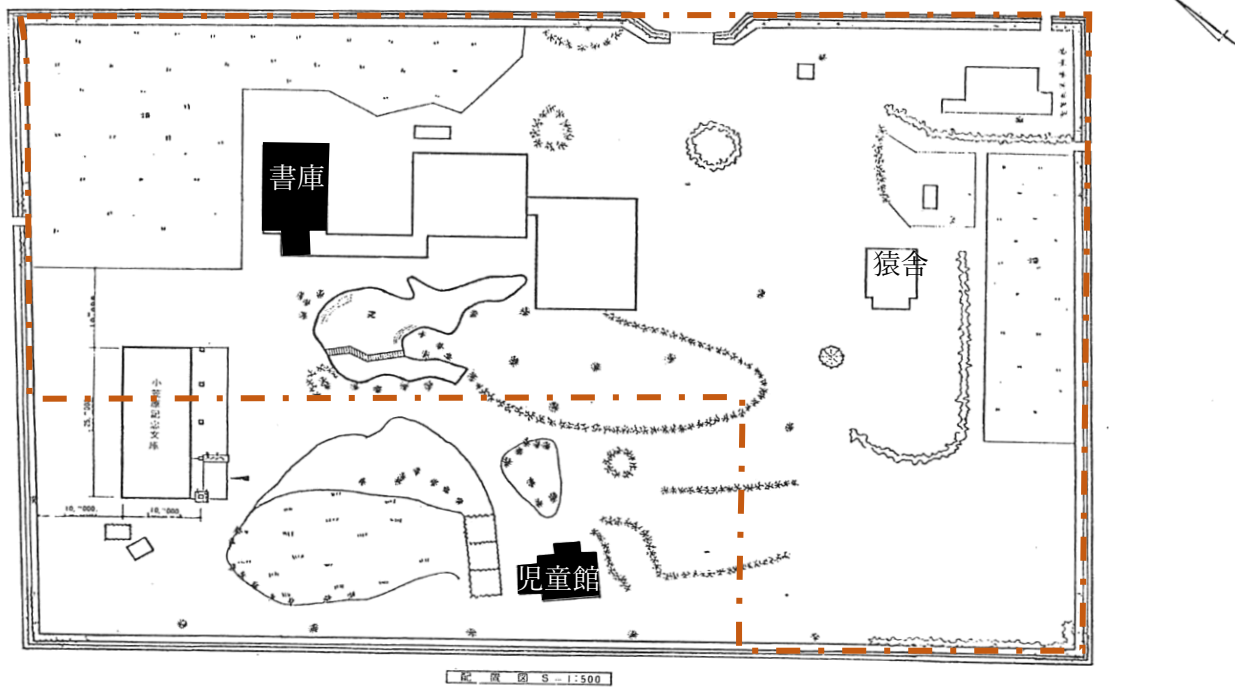


図 4 昭和 5 年以降（財団法人移行以降）昭和 20 年 1 月三河地震以前の図面



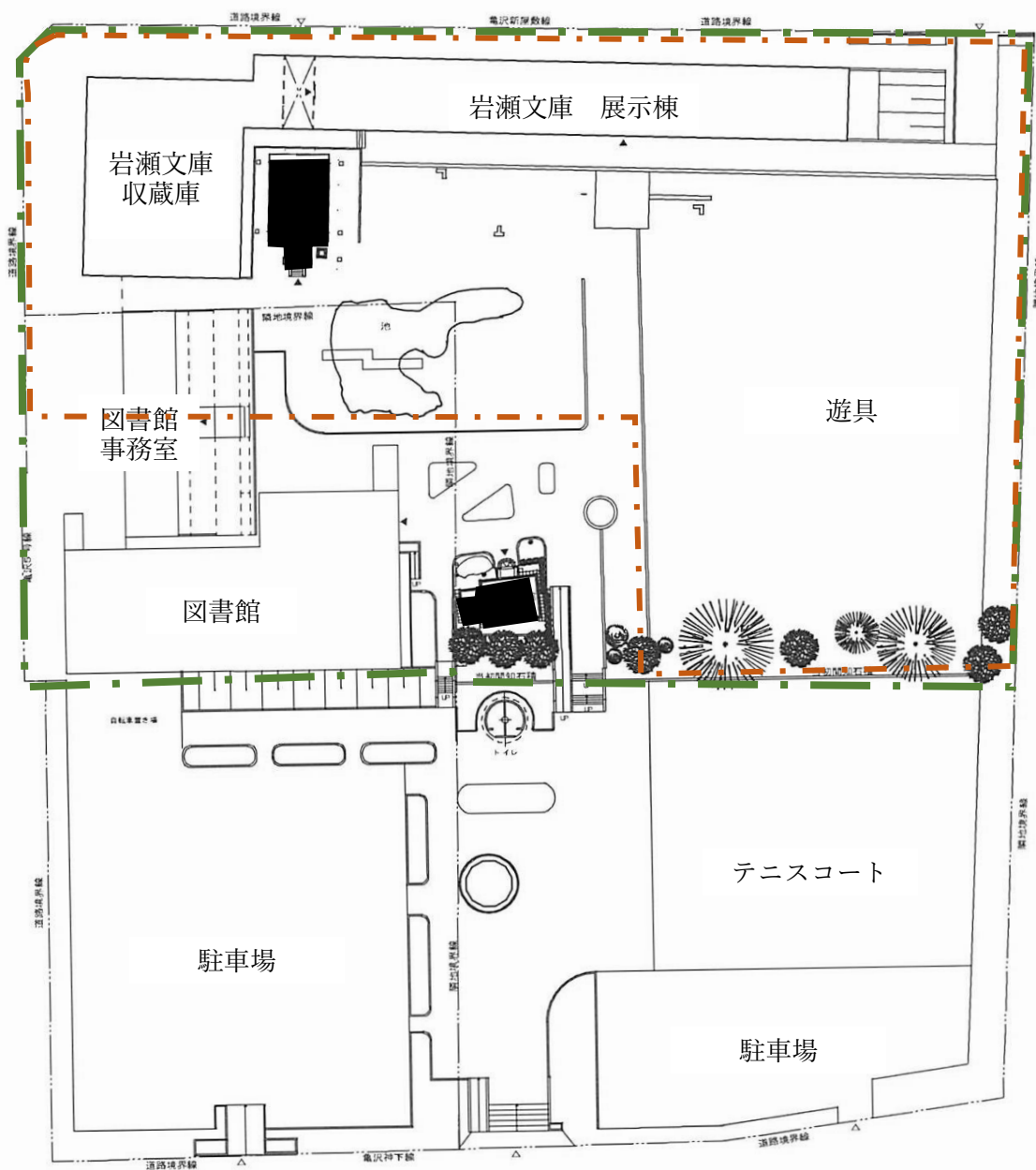
--- 第 1 期整備時（明治 41 年）のエリア

図 5 昭和 41 年ごろの図面



--- 第 1 期整備時 (明治 41 年) のエリア

図 6 令和 3 年現在の図面



- 第 1 期整備時 (明治 41 年) のエリア
- 第 2 期整備時 (大正 15 年) のエリア



エ 岩瀬文庫年表

和暦	関連する主なできごと	旧書庫	おもちゃ館
明治40年	岩瀬文庫の第1期設計が完成		
明治41年	岩瀬文庫第1期竣工 (本館(図書館)、書庫(土蔵)、音楽堂、附属建物(応接室、管理人住居、宿泊用居宅、物置、井戸屋形、便所))		
大正4年	増築に向け休館		
大正6年～	岩瀬文庫第2期の整備 (2代目書庫、貴賓室、環境室、児童館、猿舎)	第2期整備により2代目書庫として完成	
大正15年	児童館の開館により、私立岩瀬文庫の完成		児童館として開館
昭和6年	岩瀬文庫が財団法人化		
昭和20年	三河地震により一部建物倒壊 (応接室、物置、貴賓室、廊下) 建物の一部を譲渡 (本館(図書館)、便所)	被害はあったものの大規模な損壊なし	被害はあったものの大規模な損壊なし
昭和28年	土地・建物を寄付		
昭和29年	蔵書を取得		
昭和30年	市立図書館岩瀬文庫として出発		
昭和31年	都市公園になる		
昭和42年	郷土館竣工 (渡り廊下は屋根付き土間へ?)		
昭和57年	渡り廊下竣工 (郷土館から書庫へ)		
昭和58年	図書館本館竣工		
昭和59年	都市公園条例が施行		
昭和61年			改装
昭和63年		地下・1階の補修 (金網扉、アルミ扉、ガラス扉取り替え、タイル補修)	
平成元年		2階・3階の補修 (金網扉、アルミ扉、ガラス扉取り替え、タイル補修) 屋根瓦の補修 (屋根瓦 樋修理)	看板・窓塗り替え
平成6年		所管が文化振興課(現文化財課)へ	
平成11年	渡り廊下取り壊し	国の登録文化財へ	国の登録文化財へ
平成13年		屋根瓦の補修(棟瓦) タイル補修	

和暦	関連する主なできごと	旧書庫	おもちゃ館
平成 15 年	岩瀬文庫リニューアル (古書ミュージアムとして)		
平成 18 年	にしお本まつりによる書庫公開 (以降継続)		
平成 24 年			修理(雨どい、壁補修、屋根補修) 耐震診断の結果、以後常時開館を中止
平成 27 年		屋根一部葺替 外壁タイル一部張替	
平成 30 年	西尾青年会議所による壁面や周辺でのイベント	屋根瓦修理	
令和元年			修理(外壁塗装)

オ 鶴城公園内の建物経歴

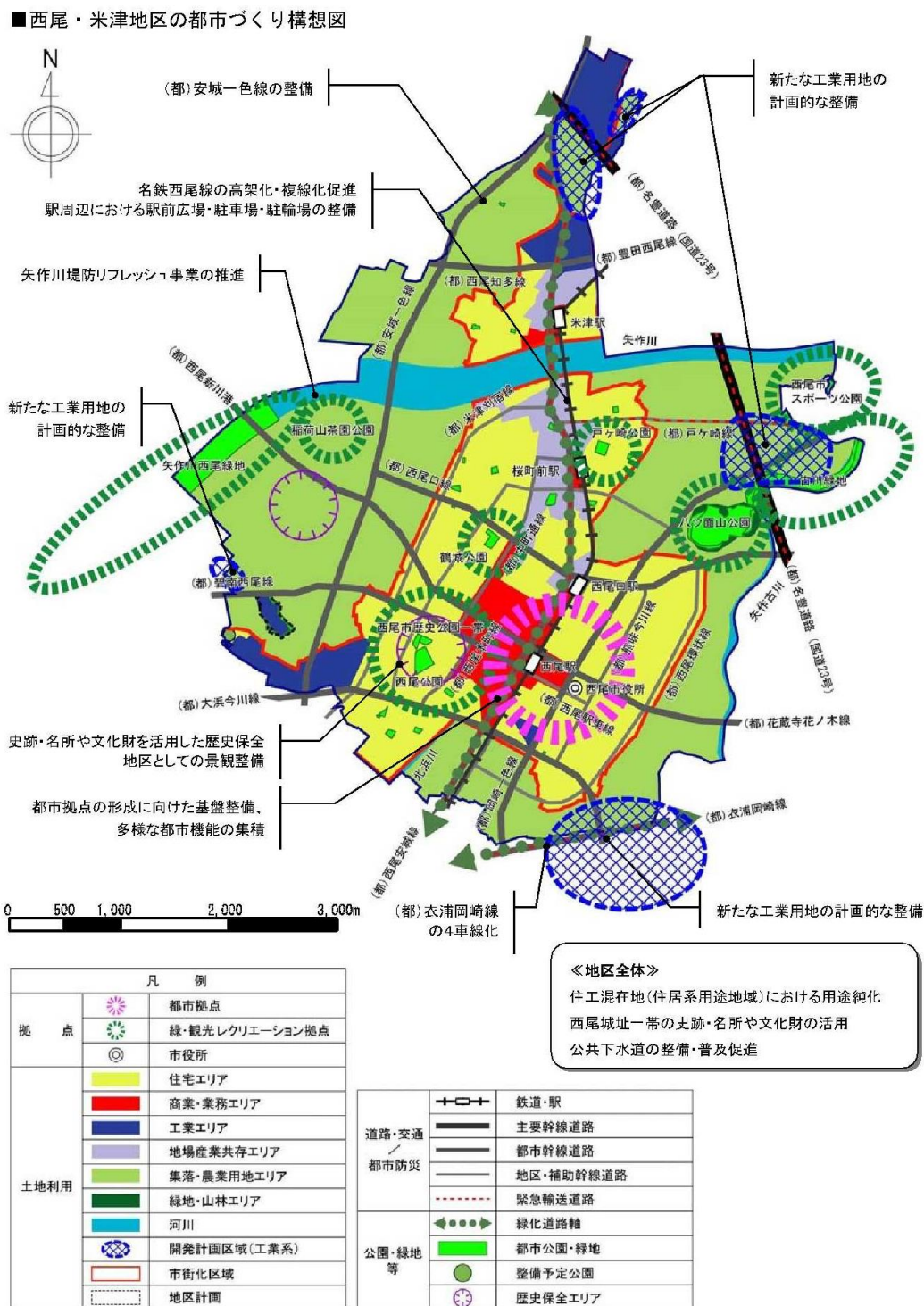
建物名	建物詳細	建設年	その後の経歴
本館	木造瓦葺 平屋	明治 40 年	昭和 20 年 4 月住友ベークライトへ譲渡
応接室	木造瓦葺 平屋	明治 40 年	昭和 20 年 1 月地震で倒壊
居宅	木造瓦葺 平屋	明治 40 年	昭和 53 年は現存もその後取り壊し
居宅	木造瓦葺 平屋	明治 40 年	昭和 24 年 11 月取り壊し
音楽堂	木造亜鉛メッキ鋼板葺 平屋	明治 40 年	昭和 24 年 11 月取り壊し
便所	木造瓦葺 平屋	明治 40 年	昭和 20 年 4 月住友ベークライトへ譲渡
便所	木造瓦葺 平屋	明治 40 年	昭和 20 年 4 月住友ベークライトへ譲渡
物置	木造瓦葺 平屋	明治 40 年	昭和 20 年 1 月地震で倒壊
井戸屋形	木造瓦葺 平屋	明治 40 年	昭和 20 年 1 月地震で倒壊
土蔵 (初代書庫)	土蔵造瓦葺 2 階建て	明治 40 年	昭和 20 年 1 月地震で倒壊
書庫 (2代目書庫)	石造地下 1 階付 煉瓦造瓦葺 3 階建て	大正 6 年以降	現存
居宅	木造瓦葺 平屋	大正 6 年以降	昭和 27 年 9 月取り壊し
亭(貴賓室)	木造亜鉛メッキ鋼板葺 平屋	大正 6 年以降	昭和 20 年地震で倒壊
廊下	木造瓦葺 平屋	大正 6 年以降	昭和 20 年 1 月地震で倒壊
環境堂	木造亜鉛メッキ鋼板葺 平屋	大正 6 年以降	昭和 27 年 9 月取り壊し
物置	木造瓦葺 平屋	大正 6 年以降	昭和 27 年 9 月取り壊し
物置	木造瓦葺 平屋	大正 6 年以降	昭和 20 年 1 月地震で倒壊
猿舎	鉄筋コンクリート造 平屋建	大正 6 年以降	昭和 53 年は現存もその後取り壊し別位置に設置 平成 3 年建替 平成 11 年取り壊し
便所	木造亜鉛メッキ鋼板葺 平屋	大正 6 年以降	昭和 53 年は現存もその後取り壊し
児童館	木造瓦葺 平屋	大正 15 年	現存(おもちゃ館)
図書館旧本館	木造瓦葺 平屋	昭和 30 年	昭和 57 年ごろ取り壊し
郷土館	鉄筋コンクリート造 2 階建	昭和 42 年	現存(現在は図書館事務所として使用)
図書館	鉄筋コンクリート造 3 階建	昭和 58 年	現存
屋外トイレ	鉄筋コンクリート造 平屋	昭和 61 年	現存
岩瀬文庫	鉄筋コンクリート造 地下 1 階 地上 2 階	平成 15 年	現存
岩瀬文庫 収蔵庫	鉄筋コンクリート造 3 階建	平成 15 年	現存

エ まちづくりにおける岩瀬文庫周辺の位置づけ

平成 26 年(2014)3 月に策定された都市計画マスタープラン(平成 30 年 5 月一部改定 令和 4 年度改定予定)の地域別構想において、岩瀬文庫周辺は鶴城公園を核とする緑・観光レクリエーション拠点として位置づけられており、拠点としての保全・活用・整備を行っていくとされている。

また、西尾市文化財保存活用地域計画案(令和 4 年度認定予定)においては、旧書庫・おもちゃ館の保存修理が方針に位置付けられるとともに、関連文化財群として、「知を育む」をテーマに文学人・文化人に縁のあるまち西尾をストーリーとする文化財の構成要素としてあげられている。

図 7 都市計画マスタープラン(西尾・米津地区の都市づくり構想図)



(3) 文化財の価値

ア 登録基準

<旧書庫>

- 2 造形の規範になっているもの（登録証による）

<おもちゃ館>

- 2 造形の規範になっているもの（登録証による）

イ 説明

<旧書庫>

■登録説明

地元出身の豪商岩瀬弥助が、収集した蔵書を市民に閲覧できるように設立された私立図書館の書庫として建設された。煉瓦の外壁を基調に窓の上部や窓台等にアクセントとして石材を用いた外観はよく整っている。内部は木組みで柱を立て3層に床を張り、蔵書を納めている。

■『西尾市の近代化遺産』より引用

岩瀬文庫は、地元の実業家岩瀬彌助が私財を投じて明治41年（1908）に設立した私立図書館である。現存する書庫は、大正6年（1917）から始まる第二期工事で建設された建物である。

建物は地上3階、地下1階の規模で、その外壁を煉瓦造としている。外壁の壁厚は煉瓦2枚程度の厚さで、表面に小口タイルが張られ、窓には、鉄扉をはめ込んで耐火構造としている。西尾市資料館所蔵の青焼き図面には、2・3階の窓上部の室内側にI型鋼の入ったコンクリート造の桁が描かれているが、実際には鉄骨コンクリート造の桁はなく、木造の小屋は煉瓦の壁から張り出した石造の持ち送りの上に乗っている。

書庫の内部は、各階の床と小屋組みを木造としており、階段や作り付けの書架も木製であるので、構造的には土蔵造を煉瓦造に置換したと考えられるが、窓の開け方や窓廻りの意匠は典型的な煉瓦造建築の意匠となっている。現存する書架は、建物に合わせてつくられたもので、建物と一体となって保存されているため、当時の書庫の様子がうかがえる。また、閲覧室の新築に合わせて、書庫の玄関部分を補修したが、一時期、玄関脇についていた渡り廊下がなくなり、正面の姿は竣工時に戻った。

書庫の設計は、永らく不詳であったが、西尾市資料館の調査によって確認された図面によれば、名古屋にあった西原建築工務所である。西原建築工務所は、愛知県技師であった西原吉治郎（1868～1935）が開設した建築事務所である。また、別の資料によれば、外壁に張られた小口タイルは常滑にあった陶栄株式会社の製造したタイルである。

この建物は、関東大震災の直前に建てられた煉瓦造建築であり、日本において、煉瓦造建築の技術や意匠が頂点に達した時期の建物でもあり、また、地方都市に残る数少ない煉瓦造建築として、その存在価値は高い。また、見方を変えれば、耐火性能を追求した書庫としても重要な建物であるといえる。さらに、私立図書館がこの地にあったことを示す遺構としても重要な存在である。そのような点が評価されて、平成11年（1999）には国の登録有形文化財に登録された。

<おもちゃ館>

■登録説明

岩瀬文庫の児童館として建設された。木造平屋建の小規模な洋風建築で、下見板貼りの外壁、ハーフトィンバー風の妻飾、縦長の上下窓等に特徴がある。児童用の施設にふさわしいデザインで、現在も児童用の施設として使われている点にもみどころがある。

■『西尾市の近代化遺産』より引用

おもちゃ館は、隣接する岩瀬文庫の附属施設である児童館として建てられた木造平屋建ての小規模な建物であるが、日本最初の児童館であるといわれている。

建物の屋根は棧瓦葺き、外壁はアメリカ下見板張りである。建物の内壁はモルタル塗りで、腰壁部分には歴代の西尾城主の家紋の入った古瓦などが埋め込まれている。

建物の玄関は北側に開いているが、それはちょうど岩瀬文庫の書庫の玄関と向き合う状態になっている。現在、おもちゃ館は、子どもの室内遊戯場として使われているが、建築当初は児童館として児童書の閲覧室を兼ねていた。また、子供が主体の施設であったので、窓台の高さも子供の目線に合わせて通常よりも低くつくられている。平成15年(2003)に外壁のペンキ塗り替えが行なわれたが、建物全体として、竣工時の姿を伝えている。

外壁をアメリカ下見板張りとする手法は、日本に建てられた「西洋館」と呼ばれる近代建築の外壁の典型例であり、明治維新で北海道に導入された後、全国的に流布したものである。この建物は、地方都市にアメリカ下見板が普及していく過程を示す事例である。

以上のような点が評価されて、この建物は、平成11年(1999)、向かい合う旧書庫と一緒に国の登録有形文化財に登録された。

4 文化財保護の経緯

(1) 保存事業履歴

<旧書庫>

西尾市教育委員会によると、昭和 63 年（1988）及び平成元年（1989）の 2 年度にわたり外部に面する建具の取替工事、平成 2 年に屋根瓦の部分修理工事が行われている。平成 25 年に雨水浸入状況調査、平成 27 年（2015）に屋根瓦の葺き替え工事及び外壁タイルの部分張り替え工事を行っている。縦樋の掴み金具からの壁面内への雨水浸入も見られ、応急修理を行った。

昭和 58 年（1983）の西尾市立図書館本館新築時に、旧小笠原記念文庫と旧書庫を繋ぐ渡廊下の写真が当時の広報にしておにより確認できるが、昭和 63 年（1988）以前の修理については、資料としては残っていないようである。

今回、現状建物の調査を行った際に確認出来た修理履歴としては、各階の内部漆喰塗壁について、塗替が行われている部分は何箇所かあることがわかった。ただし、塗替時期、回数についても不明である。

各階の内部漆喰塗壁修理が必要となった要因としては、縦樋掴み金具からの壁面内への雨水浸入に加え、漆喰塗下地である荒壁付け当初仕様が弱く、剥離しやすくなっている部分があったと考えられる。

また、各階開口部、アルミ製上げ下げ窓とその外側にあるアルミ製両開き扉、玄関ステンレス製両開き扉は昭和 63 年（1988）及び平成元年（1989）に取替変更されている。当初、上げ下げ窓は木製でその外側にある両開き扉は鉄製、玄関両開き扉は木製であったことが確認されている。地下に当初の開口部建具と思われる鉄製両開き扉が一对残されている。

玄関室では、渡廊下が東西より繋がっていた時代がある。ただし、東西開口部に取り付けられているアルミサッシと、外壁タイルが異なることから年代が同一でないことがわかる。

その他大きな修理履歴は確認されず、おそらく大半の部分が創建当初の状態と考えられる。

各階にある書架については、1 階から順番に書物を納めていったと考えられ、納める書物の大きさに合わせてすべての書棚の高さが変えられて製作されている。

3 階の書架については、空きがあったと記憶されており、旧書庫からの移動の際に既存していた書物については書棚の高さを設定し移動され、その後増えるであろう書物は上層階へ納める予定だったと推測される。

<おもちゃ館>

西尾市立図書館によると、昭和 61 年（1986）に内装改修を行っている。その後平成 20 年（2008）玄関シャッター設置、平成 24 年（2012）に外壁塗装の塗替工事を行っている。

それ以前の修理履歴の記録は残っていない。

また、地元住民などへの聞き取りによると、昭和 58 年（1983）に西尾市立図書館本館が出来るまでの間は、子供向けの遊び空間として利用されていたようである。

昭和 61 年（1986）の内装改修工事については、実施図面は残されているものの、工事施工前の建物内の様子が見えるものは写真でわずかしかなかったと残っておらず、当初の詳しい建物内の様子は不明である。

屋根瓦の形状は、西尾市で作成発売された絵葉書にある昭和初期頃の写真によれば、現状の青色 S 瓦ではなく、フランス瓦のような軒先が直線のように見受けられる瓦葺となっており、外壁の塗装についても現状とは異なっていたと考えられる。建物周囲にある植栽も随分違った様子である。

今回の現状調査で、当初計画とは違う部分であろう箇所も確認は出来たが、改修された時期や、意図、当初復元にいたる根拠などは検討することが出来ていない。

内部壁面については、現状、ビニルクロス張となっているが、石膏ボードの下から吹付塗装の白い壁が出現し、塗装の下地として当時の新聞紙を使用していることが分かった。

当時の新聞紙として確かであるか新聞記事内容を確認したところ、創建当初のものと考えて良さそうであるので、内部壁面の状態が変化したのは昭和 61 年（1986）の内装改修時のみと考えられる。

昭和 61 年（1986）改修時の記録によると上げ下げ窓及び窓枠について、当初は素地若しくはワニス塗りと思われ、現状とは異なっていたと考えられる。

(2) 活用履歴

<旧書庫>

平成 18 年度 (2006) からにしお本まつりを実施し、年に一度の特別公開を実施している。令和元年度 (2019) の「第 14 回にしお本まつり」では、岩瀬文庫書庫特別公開という催しを実施し、内部公開とボランティアによるガイドツアーを行い、2 日間で 343 人の参加があった。(令和 2 年度 (2020)・3 年度 (2021) は、コロナウイルスの影響により中止)

<おもちゃ館>

図書館の開催イベントとしては、春 (4 月) の「西尾っ子読書フェスティバル」や夏 (7 月) の「図書館まつり」、秋 (10 月) の「にしお本まつり」ではイベント会場として利用されている。令和元年度 (2019) の「第 14 回にしお本まつり」では、おもちゃ館を使って、おもちゃ修理ボランティアによるおもちゃ病院という催しを実施し、子どものおもちゃ修理を実施し、2 日間で 24 人の参加があった。(令和 2 年度 (2020)・3 年度 (2021) は、新型コロナウイルスの影響により中止)

5 保護の現状と課題

(1) 保存の現状と課題

<旧書庫>

ア 保存環境

旧書庫は鶴城公園内に位置し、公園内には岩瀬文庫（博物館）やおもちゃ館、テニスコート、西尾市立図書館本館が立地することから、観光レクリエーション拠点として活用できる可能性を持っている。

イ 管理体制

書庫の役割を終えた平成 11 年（1999）以降においては、一時的な公開等のために職員が出入りする以外は、無人の状態である。なお、文化財課（岩瀬文庫内）において施錠等の管理を行っている。防災対策としては、消火器及び自動火災報知機は設置されているが、防犯設備に関しては設置されていない。

ウ 建造物の状態と課題

現状調査の結果、屋根瓦については、近年応急修理を行っており比較的良好である。しかし、建物耐震診断結果により耐震性を考え、屋根重量低減の必要性がある場合は屋根瓦葺替の可能性がある。また、石造軒樋の排水を改善する際は、屋根瓦軒先を部分的に解体が必要である。経年の躯体挙動により、隅角部石造軒樋が外側へ動いており目地幅が広がっていることから修理の痕跡が確認できた。石造軒樋は、1 つあたりの寸法が 800mm 程度で継ぎ目に目地ができる。雨水をどのように確実に縦樋に流すかが大きな課題としてあり、加えて縦樋掴み金具から壁面内への雨水浸入をどのように防ぐかも課題である。

外壁タイルは躯体煉瓦にモルタル団子張りであり、目地は覆輪目地である。北面及び西面については凍害が確認され、特に北西隅角部の破損は著しい。

1 階から 3 階の内壁は煉瓦の上に直接壁土を塗り、白漆喰塗仕上となっている。下地壁土の仕様が悪い箇所があるため、剥離しやすい状態となっており、部分的には剥離している。地下の内壁は、煉瓦の上に直接壁土を塗り、モルタル仕上げとなっている。モルタルが下地壁土を引っ張り、大きくひび割れなどが生じている。内部壁は仕様変更も含めて、どの様な修理を行うかが課題である。

旧書庫は、煉瓦造である。各階の床は木組の柱、床組、階段により地下 1 階から 3 階、寄棟小屋組が木製トラス構造となっている。外周面は、地下 1 階から 3 階まで面が通っており、内側の壁が地下 1 階から 1 層上がるごとに広がっている。つまり、壁厚が 1 層上がるごとに薄くなる。躯体煉瓦と各階床組、小屋組陸梁、繋ぎ梁との緊結が無い状態と考えられ、各階躯体煉瓦の面外方向への動きを抑制する為にどのように一体化させるかなど、構造上多くの課題がある。

木部については玄関出入口の床組以外に大きな腐朽などは確認されていない。玄関出入口の床組については、腐朽が進んでおり危険である。早急に応急処置を行い床が抜けることを防ぐ必要があり、処置が出来るまで人の出入りを禁止する必要がある。玄関出入口の床組腐朽原因の一つが、玄関部と書庫躯体つなぎ目、玄関屋根のパラペットからの雨水浸入に加えて、地下からの湿気によるものと考えられる。

地下からの防湿、躯体とパラペット防水層の納まり、縦樋を設置して排水機能改善も大きな課題である。

小屋組トラスは、それぞれ真束位置において垂下、全体の捻じれが確認されている。

<おもちゃ館>

ア 保存環境

おもちゃ館は鶴城公園内に位置し、公園内には岩瀬文庫（博物館）や旧書庫、テニスコート、西尾市立図書館本館が立地することから、観光レクリエーション拠点として活用できる可能性を持っている。

イ 管理体制

おもちゃ館としての役割を終えた以降においては、一時的な公開等のために職員が出入りする以外は、無人の状態である。なお、西尾市立図書館において施錠等の管理を行っている。防災対策としては、消火器及び自動火災報知機は設置されているが、防犯設備に関しては、防犯カメラが設置されているとともに、平成 20 年（2008）に玄関シャッターの設置を行っている。

ウ 建造物の状態と課題

現状調査の結果、全体的に建物の状態は比較的良い状態であると考えられる。

木造平屋建整形な長方形の大部屋と小部屋の構成であり、柱下部には土台が周っており地覆石の上に乗っている。土台が基礎と緊結されておらず何らかの措置が必要で、耐震、耐風診断により、構造補強を検討する必要がある。

建物南側大屋根軒裏の一部、南東角土台及び柱、工作室土台付近では白アリ被害の様子が確認できる。

小屋組を確認したところ、屋根下地野地板が合板となっており当初より取り替えられたと考えられる。合板材料については検討が必要である。

周囲樹木の落ち葉が軒樋に積もり、鼻隠しなど軒先部材の腐朽につながっている可能性があるため、定期的な軒樋清掃が必要である。

(2) 活用の現状と課題

<旧書庫>

ア 活用の状況

現在のところ、常時活用・公開できる状態ではない。近代の歴史的建造物であることを踏まえ、たうえで、観光レクリエーション拠点の中核施設として整備・活用を図ることを目指す。

イ 管理体制

建物を保存し、歴史的建造物であることを踏まえて、観光レクリエーション拠点の中核施設として公開活用していくためには、清掃などの常時のメンテナンスと建造物の破損・腐朽状況の監視などを行うことが可能となるため、公開時に管理人が常駐する体制を整えることが必要である。

ウ 建造物の状態

玄関出入口の床組腐朽状況を考えると、現状で公開行事を行うことは大変危険である。

改修に当たっては、構造診断等も必要と考えられるが、階段の方向などを鑑みると、全体を一般に向けて使用させることは難しく、各階限定公開など、部分的・一時的に一般への公開は可能であると考えられる。

<おもちゃ館>

ア 活用の状況

現在のところ、常時活用・公開できる状態ではない。近代の歴史的建造物であることを踏まえたうえで、観光レクリエーション拠点の中核施設として整備・活用を図ることを目指す。

イ 管理体制

建物を保存し、歴史的建造物であることを踏まえた、観光レクリエーション拠点の中核施設として公開活用していくことにより、清掃などの常時のメンテナンスと建造物の破損・腐朽状況の監視などを行うことが可能となるため、公開時に管理人が常駐する体制を整えることが必要である。

ウ 建造物の状態

建物構造診断結果によっては、現状のまま一般公開し、使用することは可能である。

ただし、出入口などは、子供用に計画された建物のため、低く、大人が大人数で使用するには適さないと考えられる。

6 計画の概要

(1) 計画区域

鶴城公園及び西尾市立図書館本館を計画区域とする。

設定区域	区域の設定内容
文化財としての価値を特に有する範囲	保存範囲
文化財の価値を減じないように配慮するが、活用・補強及び防災等のため改造が不可欠となる範囲	保全範囲
文化財的・意匠的な価値があまりなく、活用にともない変更していく範囲	整備範囲

各範囲については、図8に示す。

図8 計画区域図



--- 第1期（明治41年）整備時のエリア

--- 第2期（大正15年）整備時のエリア

(2) 計画の目的

旧書庫及びおもちゃ館は、原位置で保存されている公有の施設である。この2棟を文化財建造物として後世に伝えることができるよう、健全な状態にし、周辺環境を整え、災害に備えつつ有効に活用することを本計画の目的とする。

(3) 基本方針

本敷地には、設立時からの貴重な書籍を所蔵する私立図書館に加え、子供向けの児童館や遊戯施設が併設され、その後の公立化に伴い、児童館がおもちゃ館となり、猿舎が遊具施設に変化するなかでも、子供から大人まで、誰もが楽しめる場所として市民に親しまれてきた。今後も、こうした市民に広く親しまれる場としての岩瀬弥助の遺志を受け継ぎながら、公有の施設として、大正期の図書館書庫及び児童館からなる歴史的建造物の適切な保存を図る。本計画の基本方針は、以下のとおりとする。

- ① 大正期の図書館建築として貴重な文化財建造物として保護を図り、将来にわたりその価値を維持するとともに、近代を中心とする西尾の歴史文化や郷土の偉人の業績を伝える機能を有する施設とする。
 - ② 鶴城公園は、子供から大人まで、誰もが楽しめる場所として市民に親しまれてきた。歴史を受け継ぎ、博物館である岩瀬文庫、西尾市の中核的な図書館である西尾市立図書館本館等とともに、来訪者の観光・レクリエーションを推進する拠点施設として、既存施設との連携を図り、活用を推進する。
 - ③ 多様な世代の市民が集い、市及び地域の文化活動等が行われる居場所として活用を図る中で、施設周辺を含めた地域の活性化を推進する。
- 基本方針は以上とするが、利用者の提案等により、施設の公開後にも順次具体的な活用方法を付加して、市民ニーズに応じた多様な活用を柔軟に実現していくものとする。

(4) 計画の概要

本計画は、以下の4項目について定める。

ア 保存管理

国の登録有形文化財である旧書庫及びおもちゃ館について、その文化財的価値を明らかにし、これを良好な状態で維持するための保護の方針と管理の方法について定める。

イ 環境保全

旧書庫及びおもちゃ館は、近代における図書館に付属する歴史的建造物であり、原位置に保存されている。敷地内の保存環境の維持、整備の方針を定めるとともに、敷地周辺の環境を良好に維持し、より良い景観を形成するための方策について提案する。

ウ 防災

旧書庫及びおもちゃ館において想定される人的災害及び自然災害について、予防と対応の方策を定める。防災機器の設置及び維持管理、災害発生時の対処方針を定める。

エ 活用

旧書庫及びおもちゃ館の公開と活用についての方針を定める。あわせて効果的な文化財の公開方法及び必要な施設整備について検討する。

第2章 保存管理計画

1 保存管理の状況

(1) 保存状況

旧書庫及びおもちゃ館は、西尾市の中心的地域である西尾地区の西尾市亀沢町に所在する。いずれも大正期に建造された原位置に保存されており、昭和30年(1995)に西尾市が公有化した。現在は、旧書庫の外壁・内壁・出入口の床組及び天井に経年劣化がみられる状態である。

(2) 管理状況

旧書庫は、昭和30年(1995)の西尾市による公有化以降、平成11年(1999)までは、書庫として使用されていた。現在は建造物・敷地ともに西尾市の所有にある。一時的な公開等のために職員が出入りする以外は無人施設である。防災対策としては、消火器及び自動火災報知機が設置されている。防犯対策としては、施錠等を行っているが、その他の防犯設備は設置されていない。西尾市は所有者として、管理の責を負い、公開活用に関する事業は市と団体等の協力により実施している。

おもちゃ館は、昭和30年(1995)の西尾市による公有化以降、平成24年(2012)までは、子どもの室内遊戯場として使用されていた。一時的な公開等のために職員が出入りする以外は無人施設である。防災対策として、消火器及び自動火災報知機が設置されている。防犯対策としては、施錠に加え、防犯カメラの設置、玄関シャッターの設置を行っている。西尾市は所有者として、管理の責を負い、公開活用に関する事業は市と団体等の協力により実施されている。

2 保護の方針

(1) 保護の方針の設定

国登録有形文化財である旧書庫及びおもちゃ館について、保護に関する基準を以下のとおり設定し、保護の方針を定める。令和2年度(2020)に耐震診断等準備のための詳細調査を行い、令和4年度(2022)以降に各建造物の保存修理・耐震改修に関する設計等を順次行っていく予定である。改修整備工事にあたっては、本計画における保護の方針に従って実施するものとし、計画する建造物については、以下のとおり「部分」を設定する。また、部位を設定し、部位の状況により基準を定める。なお、これらの方針は、保存・修理・活用工事を実施する際の基本情報となる。

(2) 部分の設定

当初及び歴史的改変における特徴的な構造や意匠が残されているなど文化財的、意匠的に価値が高く、将来的に保存していく部分を「保存部分」とする。また、当初の意匠や材料に配慮しつつ活用または安全性向上のために整備を行う部分を「保全部分」、活用または安全性の向上のために整備を行う部分を「整備部分」とする。

外 部

通常望見できる部分を「保存部分」とする。その他部分については、改変の度合いや防火上の措置等現状に応じて判断する。

内 部

大部分を「保存部分」とするが、一部は「保全部分」「整備部分」とする。

(ただし、これらの部分による区分は、包括的・機能的な意味における区分であり、補修、耐震補強による部材等については個別に部位による区分で扱うものとする。)

部分の区分	保護の方針
保存部分	特徴的な構造や意匠が残っているなど文化財的、意匠的に価値を保存する部分。原則、当初または改造当初の材料及び仕様を保存もしくは復原する。構造補強などの改変を行わざるを得ない場合は、文化財的価値に十分な配慮を行う。
保全部分	活用または安全性の向上のための整備を行うが、文化財的価値を維持するための配慮が要求される部分。
整備部分	活用または安全性の向上のための整備を優先する部分。

(詳細については、資料編 P12~18 参照)

(3) 部位の設定と保護の方針

「部位」とは、一連の部材等（建造物の基礎、柱・梁等の構造材からなる軸組、床、土壁、天井等）を単位として設定される区分である。各部位に係る保存の基準を定める。基本的に各「部位」の設定にあたっては、その「部位」が構成する「部分」の区分に準ずるものとするが、特に保存が必要な「部位」あるいは活用・公開等のための改修・改造が不可欠となる「部位」については個別に扱う。

基準	部位の基準の選定方針
基準 1	当初の部材が残存もしくは修復された部位。材料自体の保存を行う部位
基準 2 (文化庁要領の 基準 2・3)	当初の部材が残存もしくは修復されているもののうち、定期的に材料の取替え等を行う補修が必要な部位、または、当初の意匠に配慮して更新される部位
基準 3 (文化庁要領の 基準 4・5)	近年の改変もしくは新たに設置された部位

(詳細については、資料編 P19 以降参照)

3 管理計画

(1) 管理の体制

ア 文化財

所有者である西尾市を管理の主体とし、西尾市教育委員会事務局（文化財課及び図書館）が担当部局となり管理及び管理に関わる対応を行う。建造物の状態は、現地での定期的な確認を主とする

ア) 所有者及び管理人

【名称】 愛知県西尾市

【担当部局】 愛知県西尾市教育委員会事務局（文化財課及び図書館）

【住所】 〒 445-0847 愛知県西尾市亀沢町 480 番地

【電話番号】 0563-56-2459（文化財課） 0563-56-5670（図書館）

【管理内容】

旧書庫及びおもちゃ館の公開活用がなされる場合は以下の管理を行う。

- ・文化財建造物の月例管理
- ・保存管理に係る年間計画の策定と実施
- ・保存管理に係る中長期計画の策定と実施
- ・破損状況調査及び軽微な補修、並びに補修時の記録作成
- ・防災設備等維持管理
- ・保護の方針に基づく関係機関との協議
- ・その他所有者の権限に基づく行為

イ) 活用・運営に関わる者

第1章第6節に示した計画の基本方針に基づき、第3章第2節の環境保全の基本方針及び第5章の活用計画に沿って、保存修理・公開活用のための基本設計を行う中で、公開活用を有効に行うことができる公共団体あるいは民間団体による運営主体（単体ないし複数）を決定していくものとする。

イ 敷地内

所有者である西尾市を管理の主体とし、公園緑地課及びスポーツ振興課、西尾市教育委員会事務局（文化財課及び図書館）が担当部局となり管理及び管理に関わる対応を行う。

(2) 管理の方法

ア 文化財

ア) 保存環境の整備

①清掃・整頓

開館日には、運営主体が各建造物の施錠・清掃・整頓等を行う。各建造物の構造体（柱・貫等）や壁の基準1の部位は傷めないよう、注意を払って清掃を行う。すのこ床のため、下階へのホコリの落下には注意する。必要に応じて水拭きする。

②日照・通風

建造物の保存上、日照の妨げ、落葉により不具合を生じるおそれのある樹木・工作物等は、保存整備工事の際に整理をする。

定期的に、天候を見計らい、建具を開放し、通風に努める。

③虫害と腐朽の防止

虫害と腐朽を防止するために、特に地階は通風に留意する。また、定期的に年1回程度、防虫と湿気の除去を目的として燻蒸を行う。

また、虫害の兆候となる木粉等については、日常的に点検する。

異常がみられた場合は、所有者及び管理者の協議により防腐・防虫の処理を行う。

④風水雪害

風水雪害によるき損は早期に発見し、所有者により被害の拡大防止に努める。

また、緊急修理、軽微な修繕は、所有者と管理者の協議（緊急対応に供え、想定される案件について十分な事前協議が必要）の上、適宜実施するものとする。

大雨の際は、地階への水の浸入を点検し、大量に浸入した場合は排水ポンプ等により排水を行うこととする。予防として、地階開口部前に土嚢を積むなど留意する。

⑤防犯・防火等

防犯のため、公開時間以外は対象建造物及び管理用建物の施錠をする。

防火のため、対象建造物及び管理用建物周辺の可燃物の管理に留意する。

なお、詳細については、第4章防災計画に定める。

イ) 建造物の維持管理（表2参照）

登録有形文化財の管理上の留意点を以下に記す。あわせて、維持の措置及び軽微な修理として所有者が実施するもののうち、現状変更を必要としない行為（維持の措置）を示す。また、軽微な現状変更でも、実施する際には必ず記録を作成することとする。

維持の措置とは、登録有形文化財建造物の維持を目的とした行為で、形状を変更する部分の面積が通常望見する範囲の4分の1以下の場合や内装のみを模様替えする場合は該当する。雨漏りや壁のひび割れといったき損の発生やその拡大を防止するための工事もこれに該当する。

災害や経年により何らかの破損が発見された場合に、き損の拡大を防ぐための応急的な措置や、仮設的に施す行為、修理にともなって取り外された部材のうち、資料的な価値があると判断されるものは、部材名称、場所、取り外し年月日等を記録して定められた場所に保管する。

ウ) 管理に関わる届出

①滅失届

滅失の事実を知った日から10日以内に文化庁長官へ届出する。登録有形文化財建造物が失われた場合で、具体的には地震による倒壊、水害による流出や火災による焼失などが該当する。

②き損届

き損の事実を知った日から10日以内に文化庁長官へ届出する。登録有形文化財建造物が何らかの原因で破損・損傷してしまった場合がこれに該当する。破損等の範囲が軽微な場合は愛知県等と協議する。

③現状変更届

現状変更しようとする日の30日前までに文化庁長官へ届出する。現状変更とは、位置や形（形状・材質・色合いなど）を変えようとする行為のことで、登録有形文化財建造物では、移築する場合や、

外観を変更する範囲が通常望見できる範囲の4分の1を超える場合には、届出が必要となる。現状変更の規模・内容に関わらず、愛知県等と密に連携・情報共有を行うことのできる体制が望ましく、届出については事前に愛知県等と協議する。

イ 敷地内

敷地内は西尾市の複数の部課が管理することから、連絡調整を密に行うものとする。また、文化財の建造物の保存上、日照の妨げ、落葉にて不具合を生じる可能性のある樹木・工作物等は、保存整備工事の際に整理をする。

表 2 維持管理に係る必要事項一覧

部分	留意事項	維持の措置
雨落及び軒下コンクリート	<ul style="list-style-type: none"> ・雨落とその周辺の除草に努める。 ・タイルのひび割れの点検に努め、地盤の変位等を早期に発見する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・タイルのひび割れの補修は適宜行う。 ※壁に至る修理を要する場合は注意を要する。
基礎	<ul style="list-style-type: none"> ・礎石等の不同沈下の早期発見に努める。 	
外壁・内壁	<ul style="list-style-type: none"> ・壁の亀裂、崩落、剥離等に留意する。 ・柱・梁等の木部と接触している部分や基礎石との間に隙間が生じていないか注意する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・壁の仕上げ補修は、適宜行う。 外壁木部の腐食に注意する。 ※壁に至る修理を要する場合は注意を要する。
床	<ul style="list-style-type: none"> ・床の強度に注意し、重量物は置かない。 ・物品の移動の際には床板を傷めないよう注意する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・床板の割れやヒビの軽微な補修は適宜行う。 ※根太に至る修理を要する場合は注意を要する。
屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・雨漏りの有無に注意する。 ・屋根防水の劣化、欠落の点検、雨樋に堆積した枯葉や土、雑草等の清掃・除去。 	<ul style="list-style-type: none"> ・瓦の補修
建具	<ul style="list-style-type: none"> ・開閉時には無理に力を入れないようにする。 ・同一材による修理を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・開閉に不具合がある場合は、適宜調整する。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・管理上の必要により、掲示板以外の箇所に掲示する場合は、ピンまたは画鋏を用いる。 	

4 改修計画

(1) 破損状況

<旧書庫>

現状調査の結果、屋根瓦については、近年応急修理を行っており比較的良好である。しかし、建物耐震診断結果により耐震性を考え、屋根重量低減の必要性がある場合は屋根瓦葺替の可能性がある。また、石造軒樋の排水を改善する際は、屋根瓦軒先の部分的な解体が必要である。経年の躯体挙動により、隅角部石造軒樋が外側へ動いており目地幅が広がっていたことから、修理の痕跡が確認できた。石造軒樋は、1つあたりの寸法が800mm程度で継ぎ目に目地ができる。雨水をどのように確実に縦樋に流すかが大きな課題としてあり、加えて縦樋掴み金具から壁面内への雨水浸入をどのように防ぐかも課題である。

外壁タイルは躯体煉瓦にモルタル団子張りであり、目地は覆輪目地である。北面及び西面については凍害が確認され、特に北西隅角部の破損は著しい。

1階から3階の内壁は煉瓦の上に直接壁土を塗り、白漆喰塗仕上となっている。下地壁土の仕様が悪い箇所があるため、剥離しやすい状態となっており、部分的には剥離している。地下の内壁は、煉瓦の上に直接壁土を塗り、モルタル仕上げとなっている。モルタルが下地壁土を引っ張り、大きくひび割れなどが生じている。内部壁は仕様変更も含めて、どのような修理を行うかが課題である。

旧書庫は、煉瓦造である。各階の床は木組の柱、床組、階段により地下1階から3階、寄棟小屋組が木製トラス構造となっている。外周面は、地下1階から3階まで面が通っており、内側の壁が地下1階から1層上がるごとに広がっている。つまり、壁厚が1層上がるごとに薄くなる。躯体煉瓦と各階床組、小屋組陸梁、繋ぎ梁との緊結が無い状態と考えられ、各階躯体煉瓦の面外方向への動きを抑制する為にどのように一体化させるかなど、構造上多くの課題がある。

木部については玄関出入口の床組以外は大きな腐朽などは確認されていない。玄関出入口の床組については、腐朽が進んでおり危険である。早急に応急処置を行い床が抜けることを防ぐ必要があり、処置が出来るまでは人の出入りを禁止する必要がある。玄関出入口の床組腐朽原因の一つが、玄関部と書庫躯体のつなぎ目、玄関屋根のパラペットからの雨水浸入に加えて、地下からの湿気によるものと考えられる。

地下からの防湿、躯体とパラペット防水層の納まり、縦樋を設置して排水機能を改善させることも大きな課題である。

小屋組トラスは、それぞれ真束位置において垂下、全体の捻じれが確認されている。

<おもちゃ館>

現状調査の結果、全体的に建物の状態は比較的良好な状態であると考えられる。

木造平屋建整形な長方形の大部屋と小部屋の構成であり、柱下部には土台が周っており地覆石の上に乗っている。土台が基礎と緊結されておらず何らかの措置が必要で、耐震、耐風診断により、何らかの構造補強を検討する必要がある。

建物南側の大屋根軒裏の一部、南東角土台及び柱、工作室土台付近では白アリ被害の様子が確認された。

小屋組を確認したところ、屋根下地の野地板が合板となっており当初より取り替えられたと考えられる。合板材料については検討が必要である。

周囲の樹木の落ち葉が軒樋に積もり、鼻隠しなどの軒先部材の腐朽につながっている可能性があるため、定期的な軒樋清掃が必要である。

(2) 耐震診断

平成 11 年 (1999)実施の地質調査で、旧書庫から西側へ 15m程の地点で実施した標準貫入試験結果では、N 値 5 から 20 程度が深度 10m程までとなっている。N 値 60 の支持層は深度 15m以下となっている。地下水位は、深度マイナス 2.3m(台風時の水位考慮)となっている。

令和 3 年度(2021)実施の耐震診断により、旧書庫、おもちゃ館とも構造補強の必要性が認められ、保存活用計画策定委員会委員の指導のもと保存修理耐震補強設計を行うことが確認された。

旧書庫の煉瓦造の耐震診断については、一般的な診断方法が確立されていないものの、『重要文化財(建造物)耐震診断・耐震補強の手引(改訂版)』平成 29 年(文化庁)では、「過去の地震被害の傾向や既往の構造実験の結果など、様々な情報に基づいて、設計者の工学的判断で行わなければならない。」と記述されている。

こうしたことから、旧書庫の診断にあたっては、前述の文化庁の手引、および『壁式構造関係設計基準集・同解説』メーソンリー編(日本建築学会)、『煉瓦造建築物の耐震診断規準』平成 27 年(北海道建築技術協会)を参考に保有水平耐力計算を行った。

おもちゃ館では、許容応力度計算により耐震性能評価し診断を行った。

<構造調査>

- 現地目視調査により外壁タイル及びタイル目地ならびに、内壁塗り壁の亀裂状況を確認する。
- 煉瓦壁をコア抜きし、煉瓦単体及び、煉瓦と目地からなる組織体の強度試験を実施する。
- 木質部は、できるだけ部材寸法を確認し、部材の経年劣化及び腐朽、虫害の範囲とその場所、また耐力要素の確認を行う。

<耐力の評価方法>

- 旧書庫はコンクリート造建物の耐震診断を準用し、保有水平耐力計算で耐力評価を行う。
- おもちゃ館では、許容応力度計算で耐力評価を行う。

(3) 改修方針

基本的に、部分、部位の取り扱いとは文化財としての価値に配慮して、第 2 章で定められた保護の方針に従い、当初の特徴を残す。併せて耐震性能の向上と活用の内容に配慮する。

<旧書庫>

- 利用方針を、書庫ではなく見学用の建造物として限定公開するに留め積載荷重を軽減する。
- 当初の旧状保存に十分配慮し、かつ耐震性能向上の改修設計を行う。
- 軒先の瓦葺屋根を部分的に解体し、樋兼用の石造軒樋排水状況改善し、漏水対策を行う。
- 開口部廻りは、玄関両開扉と地下 1 階部のパンチングメタルを除き現況を保つものとする。
- 外壁タイルは凍害が著しいものについては張替を行う。
- 内部壁漆喰およびモルタル仕上げの下地壁土は、煉瓦損傷状態を確認するために全て搔落し、塗替に際しては壁土の仕様を十分検討したうえで仕上塗を復原する。

<おもちゃ館>

- 当初の旧状保存に十分配慮し、かつ耐震、耐風性能向上の改修設計を行う。
- 屋根瓦は葺替が必要であり、昭和初期頃と思われる写真から建築当初に復すこととする。
- 野地板は杉板に張替える。

- 床は現状のままカーペット敷を保つこととする。
- 壁、天井等は復原可能な範囲で復原し、使用する際に不便の無いように室内の改変状況を保ちつつ保存修理工事を行う。
- 軒高が高く見付面積が大きいため、非常に強い風への対策において外壁のアメリカ下見板側での補強も検討する。

(4) 改修計画

<旧書庫>

- 構造診断上、長期的な荷重には現状で耐えうる構造となっているが、地震の際には面外方向への力が加わると危険であることが分かった。そのため、耐震性向上を図るために煉瓦壁の面外方向への力を抑制する必要がある。各階の床組位置で剛性を上げるために、強化した各階床組と小屋組を躯体煉瓦と緊結する検討を行う。

その際、できる限り意匠に影響しないような補強方法、緊結方法を検討することとする。また、補強部材を小さく、かつ少なくするため積載荷重を軽減し、本の収蔵は目的としない利用方針とする。

- 軒先の意匠として重要と考えられる石造軒樋については、雨水をどのように縦樋に流すかが大きな課題となる。そのため、屋根瓦軒先部を部分的に解体し、石造軒樋の排水状況を改善し、漏水対策を行う。また、縦樋の掴み金具から建物壁面内への雨水浸水に対する検討も行う。

雨水対策については、玄関屋根のパラペット防水層改修計画も必要である。パラペット、陸屋根の防水仕様の見直しを図り、縦樋を設置し排水状況の改善を行う。その際、できる限り意匠に影響しない改修計画とする。さらに建物側の改修・対策だけでなく、建物近くの樹木伐採・剪定などの整備も必要である。

- 建具については玄関出入口建具の復原、地下一階の通気窓の外側格子の復原を検討する。玄関出入口建具は、復原を行うと木製となるため、メンテナンス等の検討も行い存置または復原の検討を行う。
- 外壁せっき質タイルの凍害による破損が著しい西面及び西北隅角面は、当初のタイル寸法及び意匠デザインを検討して製作し、破損タイル及び周辺タイルは躯体煉瓦を損傷しないよう丁寧に撤去し、張り替える。タイル目地は、現況覆輪目地を基本とし周辺色にあわせる。
- 内部の漆喰塗壁については、下地壁土も含め躯体煉瓦を損傷しないよう一度すべて搔落を行い、躯体煉瓦壁の損傷状況を確認する。搔落の際には仕上塗の他に下地壁土の仕様確認及び調査も行う。復原するにあたり、下地壁土の仕様が現状と同様でよいか、変更する必要があるかを検討し、仕上塗は現状通り復旧する。

また、地下1階への雨水及び湿気の侵入には、防湿措置を検討する。

<おもちゃ館>

- 耐震、耐風性能向上を図るための改修設計を行い、それに伴い構造補強をおこなう。
できる限り旧状保存し、壁や小屋組内部での補強が出来るよう検討する。
- 屋根瓦については葺替を行う。写真史料などから、当初は国産フランス瓦であった可能性が高い。瓦を復原製作して旧状に復す。また、野地板について現状は合板張となっているが、明らかに後補の物であるため、杉板張りにて張り替えを行う。
- 外壁塗装については塗替を行う。現状の外壁塗装について搔落調査を行い、配色の検討を行う。史料として残る白黒写真をカラー化するなどして、復原を目指す。また、内部についても同様に塗装の搔落調査を行い、塗替を行う。

- 開口部の上げ下げ窓については、建具が可動するように、修理・調整を行う。
- 床は現状のままカーペット敷を保つこととする。
- 壁、天井等は復原可能な範囲で復原し、使用する際に不便の無いように室内の改変状況を一部保ちつつ保存修理工事を行う。
- 軒高が高く見付面積が大きいため、非常に強い風への対策として壁内に外壁アメリカ下見板側での補強も検討する。

第3章 環境保全計画

1 環境保全の現状と課題

(1) 現状

旧書庫及びおもちゃ館は、西尾城本丸から北東に約1kmの位置にあり、南に約30mには東海道の小坂井と平坂湊を結ぶ平坂街道が通る立地となっており、博物館である岩瀬文庫や西尾市立図書館が立地する鶴城公園内に所在する。

旧書庫は、書庫としての役割を終え、一時的な公開建造物で利用されている。おもちゃ館についても、児童向けの施設であるおもちゃ館としての役割を終え、一時的な公開で利用されている。

旧書庫の南側には、池及び緑地がみられ、池には橋がかけられているが、老朽化により通行ができなくなっている。また、緑地についても剪定等は限定的に行われているが、旧書庫への眺望を妨げている側面もある。

テニスコート北側及び遊具施設東側の一帯には、大正6年(1917)以前の設立時の面影を残す石垣などの遺構が残されている。

(2) 課題

旧書庫及びおもちゃ館は、岩瀬弥助が本を通した社会貢献を志して創設した私立図書館として誕生した建物であり、旧書庫は煉瓦造建造物としての価値を維持しながら保存し、さらに日本唯一の古書ミュージアムを象徴する施設として活用を図り、公共財として西尾市内外に親しまれる施設となることが求められている。このため、歴史的建造物群としての価値を損なうことなく、活用していくための保存整備の折り合いを如何につけていくかが環境保全上の課題であり、両者の検討を常に行いながら2つの建造物及びその周辺の環境保全を行っていく必要がある。

また、設立時当時の面影を残す遺構を保全するとともに、遺構にふれる機会を創出することも望まれる。

2 環境保全の基本方針

計画区域内の環境については、文教的な環境に配慮しながら文化財建造物としての本建造物の外観維持と周辺環境の健全性を維持していくものとする。また、明治期の設立当時の面影を残す遺構を保全・活用していくものとする。

3 区域の区分と保全方針

(1) 保存区域

登録文化財として外観を保存する区域とし、この区域には新たな建造物等を設けず、土地の形質の変更は維持管理上、防災・防犯上必要な場合のみとする。

(2) 保全区域

2つの建物の一体的な景観となっている周辺の緑地及び池、通路については、今後も新たな建造物を設けずに緑地及び池、通路として保全する。

建物と敷地を所管する部署がそれぞれ異なるため、建物と共に当初の遺構を保全するためにも部署間の連携が必要である。

(3) 整備区域

保存、保全区域以外の区域で、市民の憩いの場として親しまれてきた鶴城公園及び利用促進に資する区域である。この区域は、公開活用に伴い、工作物の撤去・更新などの整備が可能な区域とする。

図 9 旧書庫及びおもちゃ館保存管理区域図



--- 第1期（明治41年）整備時のエリア

--- 第2期（大正15年）整備時のエリア

4 環境整備計画

(1) 活用に向けた環境整備が必要な事項

区域内は、西尾市の複数の部課が管理しており、活用に向けて部課が連携し統一感のある整備を行っていく必要がある。

ア トイレの整備

現在、1か所の屋外トイレが整備されているが、文化財建造物であるおもちゃ館の景観を阻害している面があるとともに、建物の老朽化の進行、バリアフリー未対応などの問題があることから、将来にわたり、そのままでは利用していくことが困難な状態である。こうしたことから、文化財建物に配慮した屋外トイレを整備する必要がある。

イ 駐車場の充実確保

現在、常設2か所、臨時1か所の計3か所の駐車場が整備されている。しかし恒常的に駐車場が不足する状態となっていることから、今後、文化財建造物の公開等によって駐車場の要不要を検討する必要がある。将来的に更なる駐車スペースが必要となった場合、その確保については、テニスコートや調整池の利用などについて検討していく必要がある。

ウ 西尾市岩瀬文庫等の遺構の活用

鶴城公園内には、設立時のものと思われる石垣や門などの遺構が園内各所でみられることから、今後はこれら遺構を活用した散策路を整備するなど、緑地の整備とあわせ園内の回遊性の向上を検討すべきである。

エ 案内板の設置

現在は、旧書庫及びおもちゃ館の建物前には案内板が設置されており、建物に関する案内をおこなっているが、園内にみられる門などの遺構については、案内板などの設置はなく、多くの人の目にふれにくいものとなっている。こうしたことから、前項で示した散策のための回遊路の整備とあわせ、案内板等を設置し、岩瀬文庫の歴史を多角的に知ることができるような取組を行っていく必要がある。

(2) 維持の上で必要な事項

ア 周辺樹木及び池の管理

旧書庫の東側及びおもちゃ館周辺に植えられた高木群については、剪定等が十分に行われておらず、建物への見通しを阻害するなど、建物と調和した緑地空間となっていない。さらに落葉等により建造物への悪影響に加え樹木の成長により、強風等による倒木などの将来的な懸念があることから、定期的な整備を行っていくことが求められる。また、旧書庫横の池の橋については、老朽化により通行禁止となっており、樹木の管理とあわせ池の橋から文化財建造物がみられるよう、橋の再整備等を検討していく必要がある。また、子供をはじめ散策者等が池に転落しないよう防護柵の設置が望まれる。

イ 設立当時の遺構保全

設立当時の区域内には、石垣や玄関などの遺構が多く残されており、整備・活用区域となっている。整備にあたっては十分配慮していくことが望まれる。特に現在遊具が整備されているエリアについては、設立時より遊戯場として子供を中心とした若年層の楽しめる場として活用されてきており、こうした経緯にふさわしい、景観に配慮した整備を行っていくことが望まれる。

5 建造物の区分と保護の方針

旧書庫及びおもちゃ館及びその周辺の建造物について、以下のように区分し保護の方針を定める。

(1) 保存建造物

登録文化財2棟を対象とする。なお、保護の方針については、第2章に記載する。

(2) 保全建造物

文化財建造物である旧書庫及びおもちゃ館と隣接して建てられている博物館である岩瀬文庫及び西尾市立図書館についても、改修等に当たっても国の登録文化財との調和を保つよう配慮する。

(3) その他

屋外トイレについては、エントランスからのおもちゃ館の景観を阻害している面があり、バリアフリー化、色彩や材料、デザインなどに配慮し、文化財の建造物と調和したトイレに改築する必要がある。

図 10 旧書庫及びおもちゃ館の建造物の区分と保護方針図



- 第1期（明治41年）整備時のエリア
- 第2期（大正15年）整備時のエリア

6 防災上の課題と対策

(1) 防災上の課題と対策

ア 当該地域における治山・治水計画

敷地の立地は矢作川を北に望む平坦地にあり、本整備区域の西側に二の沢川が流れ、その下流である北浜川の合流地点は南側約 1500m の位置にある。令和 3 年(2021) 3 月に作成されている洪水ハザードマップでは、調整池の西側が浸水想定区域 (0.3m 未満) となっている。また、令和 2 年(2020) 3 月に作成されている土砂災害ハザードマップでは、土砂災害警戒区域には指定されていない。

図 11 洪水ハザードマップ



イ 洪水・土砂災害等の危険

旧書庫及びおもちゃ館のある区域は、南側より一段高い公園の北ブロックに位置しており、洪水等の発生による被害を被る可能性は低い。しかし、南側ブロックは、一段低くなっており、調整池の西側は浸水想定区域 (0.3m 未満) となっているため、二の沢川における洪水が起こった場合、洪水の被害を被る可能性は否定できない。

ウ 危険樹木等の有無

旧書庫及びおもちゃ館に隣接する範囲での高木等については、旧書庫の東側には、竹やエノキ、クスノキ、サクラ、メタセコイア、ヤマモモなどが繁茂している。また、おもちゃ館周辺にクロマツの大木が植えられている。

(2) 当面の改善措置と今後の対処方針

保存修理工事・耐震補強工事に際しては、以下に留意して設計を行う。

ア 保存建造物の管理

保存建造物である 2 棟については、令和 4 年度 (2022) 以降に保存修理・耐震補強工事関連の設計などを検討する中で、防災対策についても行っている。内容については第 4 章に記載する。

イ 周辺樹木等の管理

旧書庫東南角にあるクスノキ、おもちゃ館北側にあるクロマツは、それぞれ建物よりかなり高く樹幹も成長している。クスノキは根の成長侵食が確認できた。当面枯死等はみられないものの、今後の管理と景観を考慮すると適切な管理が必要であり、建造物への影響や視認性の確保から、必要に応じて伐採・剪定を含めて検討する必要がある。

第4章 防災計画

旧書庫・おもちゃ館の防災計画については、西尾市地域防災計画（令和2年度修正）における災害予防・文化財の保護の「市における措置」にあるように、適切な修理の実施に努め、防火・消防施設等の設置を推進するとともに連絡・協力体制を確立していくことが求められている。

1 防火防犯計画

(1) 火災時の安全性に係る課題

ア 当該文化財の燃焼特性

旧書庫及びおもちゃ館の規模、構造等に関する特に留意すべき特性については次のとおりである。

旧書庫は、煉瓦造地下一階、地上3階建、瓦葺の建造物であるが、床を受けている柱、床組、階段及び小屋組は木材を使用しており、書架及び収蔵書物については木及び紙を素材としている。そのため、火気管理には注意が必要である。本施設では火気は使用しないが、照明等で電気を使用することから、電気器具の使用等による発火には注意が必要である。

おもちゃ館は、木造1階建、瓦葺の建造物であり、内装壁にも木が使用されるなど、燃えやすい素材で構成されており、旧書庫同様に火気管理には注意が必要である。本施設では火気は使用しないが、照明等で電気を使用することから、電気器具の使用等による発火には注意が必要である。

イ 延焼の危険性

旧書庫及びおもちゃ館は、旧書庫は煉瓦造、おもちゃ館が木造の建造物である。隣接して鉄筋コンクリート造の博物館である岩瀬文庫及び図書館が建てられている。

敷地外の民家とは隣接しておらず、外部からの延焼による危険は低いものの、軒裏及び外壁等の延焼の恐れのある部分については、景観上の配慮を行いながら、一定の延焼防止に努めることが望まれる。その他、法的基準等により、延焼の恐れのある部分に対する防火措置が求められる場合にも、同様に景観上の配慮を行いながら延焼防止に努める。

ウ 防災管理と利用状況による課題

旧書庫及びおもちゃ館は、公園内にあるため基本的に夜間も開放された状態となっており、放火等を受ける危険性もはらんでいる。夜間及び休館日など管理者が不在の場合の防火・防犯管理は、警報装置などの防災機器を使い実施する。所轄消防署（本署）からは、道路距離で約2.5kmの位置にあり、通報から消防隊の到着まで時間を要するため、火災の早期発見と有効な初期消火活動が肝要である。

活用計画内において、公開期間は複数の人々の利用を計画しているため、以下に示す防火管理計画により消防の基本方針を示す。詳細な活用方法の決定後に消防計画を策定し、それに沿った火災の予防と早期発見及び初期消火の徹底、火気の使用箇所の限定が必要である。令和4年度(2022)以降に作成する各建造物等の改修整備工事設計の中で、自動火災報知設備等の消防用設備等の設置を計画する。また、修理改修後の新たな管理体制に合った警備装置に改修し、警備システムを配備する。

また、常時管理人には、消防計画に基づく消火・避難及び通報の訓練が必要である。

(2) 防火管理計画

ア 防災管理者の氏名及び住所

- 【名称】 愛知県西尾市
- 【担当部局】 愛知県西尾市教育委員会事務局文化財課・図書館
- 【住所】 愛知県西尾市亀沢町 480・474
- 【電話番号】 0563-56-2459・0563-56-6200

イ 防火管理区域の設定

旧書庫及びおもちゃ館敷地内を含む北側の計画区域全体とする(第11図)。

ウ 防火環境の把握

計画区域の全域が準防火地域に指定されている。

エ 予防措置

①火器などの管理

管理人及び来訪者に対して、全面禁煙とするとともに火気使用も原則禁止とする。

やむをえない理由により、火気を使用する場合には、管理及び後始末を厳重にし、火災を未然に防ぐものとする。

図 12 旧書庫及びおもちゃ館の防火区域・防火対象建造物



- 第1期(明治41年)整備時のエリア
- 第2期(大正15年)整備時のエリア

②可燃物の管理

敷地内の清掃における可燃物の除去及び整理整頓を徹底する。

日常管理に使う燃料等の保管場所を限定する。

③警備

公開期間及び公開時間内においては、特に火気の管理を厳重にする。夜間に関しては、周辺に可燃物を放置しないことを徹底し、室内は施錠と機械警備システムにより管理する。

④安全対策

来訪者に対して建造物内での火気使用禁止、全面禁煙とする。

避難口について、旧書庫は、南側玄関の出入口1か所となっている。各階に窓はあるが、地上から高く、また大きさも小さいため窓からの避難は難しい。

おもちゃ館は、北側玄関の出入口の1か所となっている。小規模な木造平屋の建造物であり、窓を開けて避難することも可能である。ただし、現在は開閉が困難な為、開閉可能な窓への改修を行う必要がある。

オ 消火体制

火災の通報及び初期消火は、開館中は管理人により、閉館時には周辺住民などの協力による。

消防訓練は、所有者及び管理者による訓練を毎年1回以上実施する。また、地域と連携した訓練を年1回以上実施することが望ましい。

消防車等大型車両の場内進入口は、南出入口となっている。

(3) 防犯計画

ア 事故歴

これまでにき損・放火に係る事故歴はない。

イ 事故防止のための措置及び今後の対処方法

計画策定時現在、管理者は常駐していない。出入口の施錠を行っている。

旧書庫は出入口が両開扉1か所であるが、外部に面した格子入りガラスの上下窓が2箇所あり施錠及び補助錠の設置を検討する。

おもちゃ館は、出入口は引分戸が1か所である。現在設置されているシャッターは後補の物のため撤去する。そのため、出入口の施錠方法の検討が必要である。加えて、木製格子ガラス窓の上下窓が、10か所あり施錠及び補助錠の設置を検討する。

公開期間及び公開時間内においては、管理者による巡回の実施を行う(案内等を通し、来訪者と会話することにより人物把握を行う)。夜間または閉館期間中については、施錠による管理で対応する。あわせて機械警備により随時監視する。

(4) 消防用設備等の設置計画

ア 消防用設備等設置の必要性

消防法で設置が義務付けられている消火器、自動火災報知設備、誘導灯等の設置に留まらず、防火水槽や必要と思われる設備の設置を検討する。機械警備について必要となる新たな機器・警備システムの設置を行う。

イ 保守管理計画

防火管理者を選任し、防火設備の維持管理を行う。自動火災報知設備については消防法に定められた点検を、また消火設備についてはこれに準じて点検を実施する。あわせて管理委託契約に防火設備日常点検を設定し、機器の目視点検等を実施し、設備の維持・構造・不良事項などを的確に把握するとともに、使用予定者（管理者）の共通理解の徹底を図ることにより、設備の機能を最良の状態で維持管理ができるように努力する。

2 耐震対策

(1) 耐震診断

建物ごとに構造補強の必要性が認められるため、活用計画に基づいた耐震診断を行い、その診断によって必要とされる耐震補強をともなった改修整備工事を実施する。

耐震補強については、既存建造物の文化財的価値を損なわない方法を検討する。

(2) 地震発生時の対処方針

補強に際しては、大地震時（震度6強の地震が発生時）に倒壊させない程度（損傷は許容）の安全性を確保するものとする。

地震発生後に関係者がとるべき行動としては、以下の内容について所有者及び管理者が行動できるように周知の徹底を図る。

- ア 施設利用者の避難誘導
- イ 火災防止のための措置（建物内での火気使用禁止）
- ウ 当該文化財関係者への連絡
- エ 倒壊の危険性のある場合は、建造物周辺への立ち入りを制限
- オ 傾斜した柱や落下の恐れのある梁等には支柱、屋根のき損には養生シート等で応急処置を実施
- カ 倒壊した場合は、建造物の部材を確保

3 耐風対策

(1) 被害の想定

ア 被害の想定

台風等の強風時には、建具のき損、屋根の飛散等の被害が予想される。特に、おもちゃ館については、窓に雨戸がなくガラス戸が露出した状態となっていることから、台風時の風圧力・飛散物によるガラス戸の破損の危険性がある。また、開口部より強風が吹き込むことに伴い天井や屋根の飛散の危険性がある。

イ 今後の対処方針

おもちゃ館の建物に関しては、窓に対する強風時の安全性を構造的に確保すべく、現状確認を行った上でその対策をとる必要がある。

強風下での屋根の飛散を防止するためには、屋根を健全に維持する必要がある。そのため、日常的な点検を実施し、破損を発見した場合には、適切に修繕工事を実施する。敷地周辺には岩瀬文庫及び図書館の建物が立地しており、強風が全方向から吹き込む可能性は低いものの、おもちゃ館の北面東面及び旧書庫の東面については、建物が隣接しておらず一部強風が集中する可能性がある。この部分については、耐風対策を検討する必要がある。また、倒木・落枝等により文化財建造物及び近隣住宅に被害を生じないように敷地内の樹木について樹勢に注意して管理し、必要に応じて樹種の変更等を検討する。台風による暴風警報などが発令され、災害の発生が予想される気象条件下では、公開・利用を中止し、必要な対策を行う。建具等がき損した場合は、部材の確保に努めるとともに被害が拡大しないよう、応急措置を早急にとる。

4 その他の災害対策

(1) 予想される災害

これまでに雷害による被害歴はない。また、南側ブロックは北側ブロックより一段高い平坦地となっており、出水、土砂崩れ等の水害による被害歴はない。

しかし、近年の記録的短時間豪雨が各地で報告されている状況を考えると、旧書庫の地下窓から雨水が流れ込むことも懸念される。

(2) 今後の対処方針

現在、避雷設備は設置していないが、防火施設の設置により、落雷または誘導雷による設備被害が発生する危険性はあるため、今後の経過に注意していく必要がある。

記録的短時間豪雨による旧書庫の地下窓からの雨水が流入防止については、雨水の排水経路を確保しておく必要がある。

第5章 活用計画

1 公開活用その他活用の基本方針

煉瓦造の技術や意匠が頂点に達した時期の建物の旧書庫と地方都市にアメリカ下見板が普及していく過程を示す西洋館の典型的な建物のおもちゃ館からなる歴史的建造物群の価値を有する公有の施設として保存を図るなかで、内部は常時公開とせず、特定の日に限り管理者付き添いの下で公開するものとし、普段は建物外観の公開のみとする。

地元の実業家である岩瀬弥助が私財を投じて本を通じた社会貢献として設立された岩瀬文庫の初期の遺構として貴重な文化財建造物として保護を図り、将来にわたりその価値を維持するとともに、近代を中心とする西尾の歴史や周囲の文化財・文化遺産を後世に伝える機能を有する施設とする。

西尾市の文化財において、文学者・文化人に縁のあるまち西尾を象徴する建物として、全国から研究者が訪れる方を往時の世界へ誘う拠点施設として、既存施設との連携を図り、活用を推進する。

地域住民をはじめとする多世代の市民が集い、能動的活動の行える居場所として活用を図る中で、地域活性化を推進し、市民定住を促進する。

基本方針は以上とするが、利用者の提案等により施設の公開後も具体的な活用方法については順次見直すこととし、市民による活用案等の発案に対し、今後とも傾聴していき、市民ニーズに基づく多様な活用を柔軟に実現していくものとする。

なお、活用にあたっては、必要な改修整備を行うが、文化財的価値に損失が生じないように配慮し、文化財としての魅力を引き出す手法を採るよう配慮する。

2 公開活用計画

旧書庫及びおもちゃ館の公開活用計画については、令和3年(2021)のアンケートによる市民意見(資料編4)を考慮に入れながら、防犯・防災を踏まえて区分ゾーンに分け、建物の公開活用の基本方針を示していく。

(1) 旧書庫及びおもちゃ館の公開活用

2棟の建造物及びその敷地に関する公開活用の基本方針に基づき以下のとおり公開する。

市民の旧書庫・おもちゃ館に対する市民の活用意向としては、公開見学及び資料館や子供利用施設としての機能が求められている。

これらの活用案については、前節に示された「公開活用その他活用の基本方針」に沿ってまとめられているが、以下に、今後の基本設計等による具体的な検討を行う上で必要な公開活用の機能を示す。

鶴城公園内については、これまでと同様に公開範囲とする。旧書庫については、内部で岩瀬文庫及び書庫の歴史と使われ方についての理解を深めるための必要な解説展示を行い、あわせて書棚や残された古書類を展示する。その展示内容は建造物の公開・活用の詳細な実施計画とスムーズに折り合うように調整が必要である。

各建造物を公開活用していく中では、旧書庫・おもちゃ館だけのガイドツアーではなく、岩瀬文庫全体の歴史についての理解を深められるようにする。鶴城公園内にある岩瀬文庫の設立当初の遺構などを含め、市民ボランティア等によるガイドツアーなど対話を通じた事業展開を行い、ソフト面での取り組みが考えられる。

また、市民ギャラリーとしての展示スペースを設け、地域のにぎわい交流の拠点施設としての活用も期待される。

防犯・防災の面から外側から見ることによる活用が中心となるが、旧書庫とおもちゃ館の周囲の緑地・芝生広場を屋外図書スペースとして開放することにより、文化財の建物を見ながら本を楽しむことができる場としての活用も期待される。

(2) 計画条件の整理

ア 都市計画法

旧書庫・おもちゃ館及びその周辺の建造物は、市街化区域内にあり、用途地域は全てが第1種住居地域となっており、建築用途等の制限がある。また、防火地域としては、準防火地域に含まれる。

イ 都市公園法

鶴城公園は、都市公園の区域に指定されており、都市公園法に基づき、建築物の設置などに制限がある。

ウ 建築基準法

活用方法は、各棟の文化財基準に合った改修及び整備の範囲とすることを前提とするが、2棟は、ともに建築基準法が制定された昭和25年(1950)以前に建てられた既存不適格建造物である。そのため、かつての使われ方と異なる用途で活用する(用途変更をする)場合には、文化財の保存基準に合わない改修を施す必要のある部分が出てくる。

旧書庫・おもちゃ館は、文化遺産としての特殊性を考慮しながらもその価値を損なうことなく、安全上、防火上、衛生上の担保を確保しつつ必要な改修を行い、文化財の保護と活用を考慮しながら、景観を大きく改変する改修を避けることとする。

保存建造物2棟及び博物館と図書館の建造物は、各棟がそれぞれの機能や役割をもちながら、互いに関係性をもち連携する1つの拠点を形成するものとする。

エ 消防法

建築用途を変更する場合には、必要となる消防用設備等の設置基準及び避難管理に関する基準等をはじめとする消防法に基づいた基準を遵守した設備の設置及び整備を行う。

また、貴重な広い敷地をもつ拠点施設として、消防法の適用内にとどまらず、防火水槽の設置や避難場所等、地域防災の拠点としての役割を持たせることも十分に考慮する必要がある。

オ 文化財保護法

国登録文化財(建造物)として、文化財保護法の適用を受ける。文化的価値の高い建造物であるため、改修にあたっては文化財的価値を損ねることのないよう配慮する。手続等の詳細は、第6章に記載する。

カ 人にやさしい街づくりの推進に関する条例(愛知県)

不特定多数の人が利用する建造物については、高齢の方や障害のある方等が円滑に利用できるようにするための整備基準に従い、建築計画を行う。保存建造物のうち、その整備基準に合わせた改修をすることで文化財的価値を損なう部分については、愛知県と緩和に関する協議やこれを補う代替案を検討する。

(3) 建造物の公開活用

2棟の建造物の公開範囲は、表3のように建造物の特性・現状から判断した保存公開と交流活動の2つの区分に分け、それぞれの性格付けを行う。

(4) 外構及び周辺地の公開活用

2棟の建造物以外の敷地内の建造物及び土地については、現在も鶴城公園用地として開放され、市民の憩いの場として利用されているが、保存開放を行っていくのに伴って、歴史的、文化的な雰囲気を感じられる場として周辺整備を行っていくことを検討する。

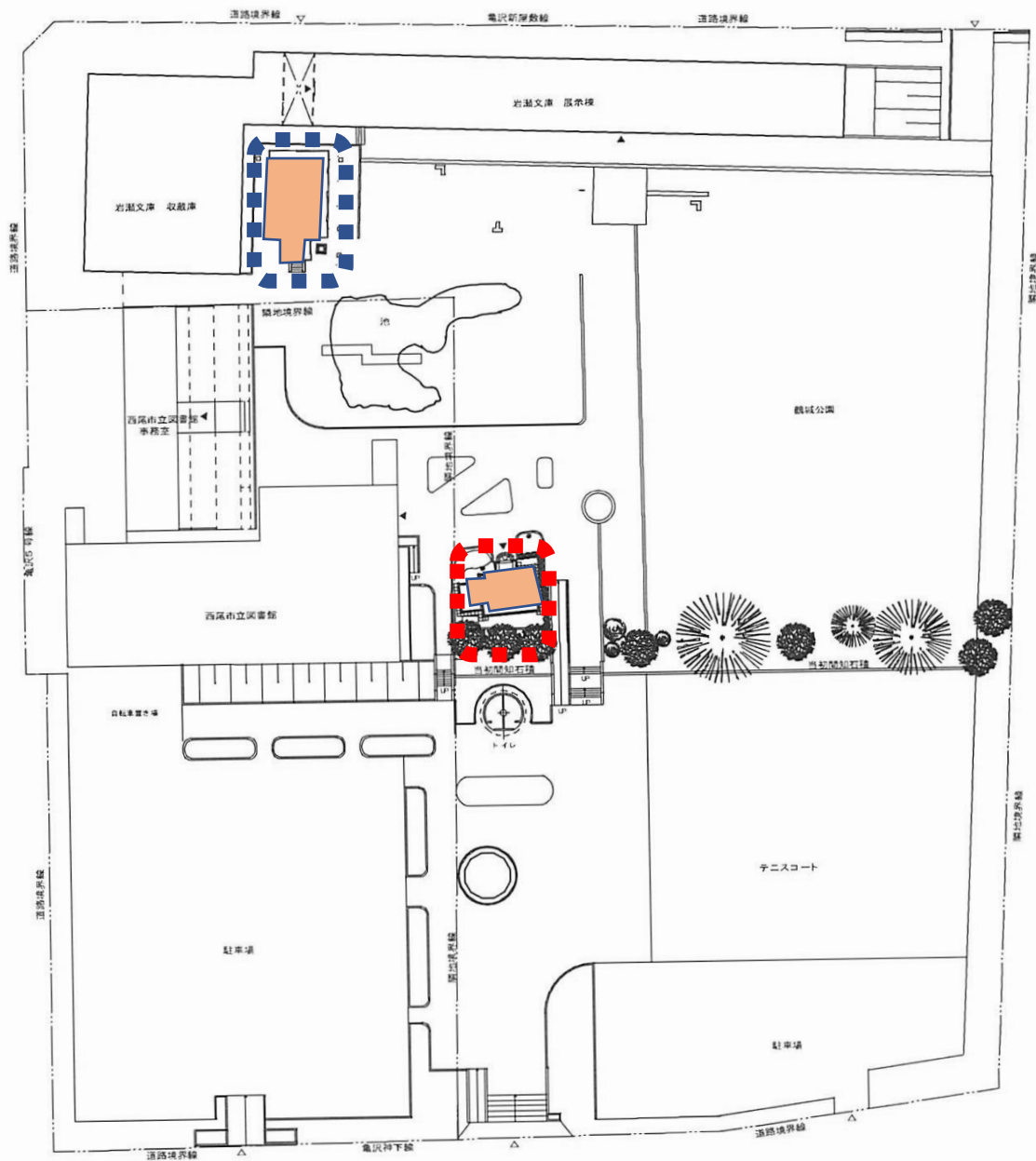
鶴城公園の敷地内にある、岩瀬文庫の設立当初の遺構の再整備や散策路としての整備を行うことを検討する。

また、当時の最先端の図書館を明治時代に設立した意思を受け継ぎ、新たな時代の図書館としての取組みをすすめていくことも大切である。子供の育みに繋がる絵本等について、市民からの寄付を募り、おもちゃ館に設置し、屋外でも利用可能な屋外図書として貸し出すことを検討する。

表3 旧書庫及びおもちゃ館の公開区分一覧

区分	該当建造物	区分の性格付け
(A) 保存公開	旧書庫	○定期的な公開活用を行う。 ・公開時に旧書庫の歴史及び建築としての特質を知ることができる展示を行う。
(B) 交流活動	西尾市立図書館おもちゃ館 (旧岩瀬文庫児童館)	○定期的な交流活動を行う。 ・公開見学に加え、本の読み聞かせや児童向けの図書スペースとして定期的な交流活動を行う。

図 13 旧書庫及びおもちゃ館公開区分図



(5) 建築計画（基本方針）

ア 平面計画

旧書庫については(A) 保存公開区分とし、保護基準に従い間取り及び構造、仕上げは復原を基本とする。

ただし、公開活用に要する衛生設備等が新たに必要な場合には整備部分にあるトイレを改築することとする。

おもちゃ館は(B) 交流活動区分とし、小屋組等が保護基準 1 であることに配慮しながら市民の能動的な活動の場として有効に活用できるよう、活用方法に合わせてフレキシブルに間取りや設備設置を行えるよう計画する。

イ 公開活用に向けた施設整備

①防災に係る施設等

敷地内の保存建造物については、現状の非公開時の機械警備による自動警備システムを、公開活用の運営形態に即したものとすべく、カメラやセンサー等を配備する。

②公開、活用に係る施設

「第 1 章第 5 節保護の現状と課題」に記述したとおり、旧書庫・おもちゃ館の建物内に電気が引き込まれているが、老朽化している部分も多く、活用に伴い全体の規格の検討を行い、設備器具・配管・配線を新たに整備する必要がある。

(耐震改修)

利用者の安全を確保するため耐震改修（耐震壁増設、壁補強、構造上必要な補強材の設置を行う。

(照明・展示・空調設備)

各建造物内に、公開活用事業に必要な照明、建造物の魅力を引き立てるための照明を適宜配備する。公開活用を行うにあたり、旧書庫及びおもちゃ館の建物群やその歴史について解説展示等が可能となるよう施設整備を行う。おもちゃ館の空調については、四季折々に利用者が快適に過ごせるよう、保存・保全部分に影響が出ない範囲で整備を行う。

(建具)

保全部分は旧状の建具に復することを基本とするが、(B) 交流活動区分を中心とする多目的な活用空間を活かすべく、各建造物の歴史的景観を損なわない範囲で快適な活用空間を確保する建具を用いる。

(防火設備)

公開活用に伴い利用者の安全を確保するため、消火器や誘導灯、自動火災報知設備等を設置し、消防法等の基準に従って設備を整える。

(外構)

南側及び北側市道からの来場者誘導標識、場内建物誘導標識及び立ち入り禁止区域等の表示は、内外の景観に配慮し設置する。

鶴城公園内には、明治期のものと思われる、門などの遺構が園内各所でみられることから、将来的にはこれらの遺構を活用した散策路を緑地とあわせ整備し園内の回遊性を高める案内板を設置する。

(駐車場)

駐車場は、イベント時で不足する状態となっており、将来的には道路南側の敷地やテニスコート部分の駐車場利用を検討する。

(**利便施設**)

現在、1か所の屋外トイレが設置されているが、景観上、建物の老朽化の進行、バリアフリー未対応などの問題があり、こうした点に配慮したトイレ設備を将来設置する。

(**バリアフリー**)

広く市民に公開活用していくことから、高齢者や障害者、ベビーカーの使用者に配慮し、建物周辺バリアフリーの観点から動線を確保する。具体的には、障害者専用駐車場を設置し、近くの出入口までスロープや舗装通路を設置するなど段差を解消し、アクセスを容易にする。車椅子等の入場可能な幅の出入口には段差を解消するためのスロープを常設あるいは非常設で設置する。

③動線計画

旧書庫及びおもちゃ館周辺の人及び車両等の動線については、図 14 に示す通りである。

(6) 管理運営計画

第2章で示した管理体制の継続を基本とし、関係機関等に協力を求めつつ管理運営を行う。

<人の動線>

①主要な動線

- ・南側正門をメインの動線とする。
- ・北側入口についても周辺住民が利用する動線とする。

②回遊動線

- ・南正門からおもちゃ館を抜け、池周辺の緑地を通り、旧書庫を見ながら芝生広場や鶴城公園内のベンチで休憩し、北の通用口を抜けるルートを回遊動線とする。

<車両の動線>

①資材搬入路・消防車等緊急車両進入路

- ・イベント時の資材車両搬入路。
- ・消防車両等緊急車両の進入路。

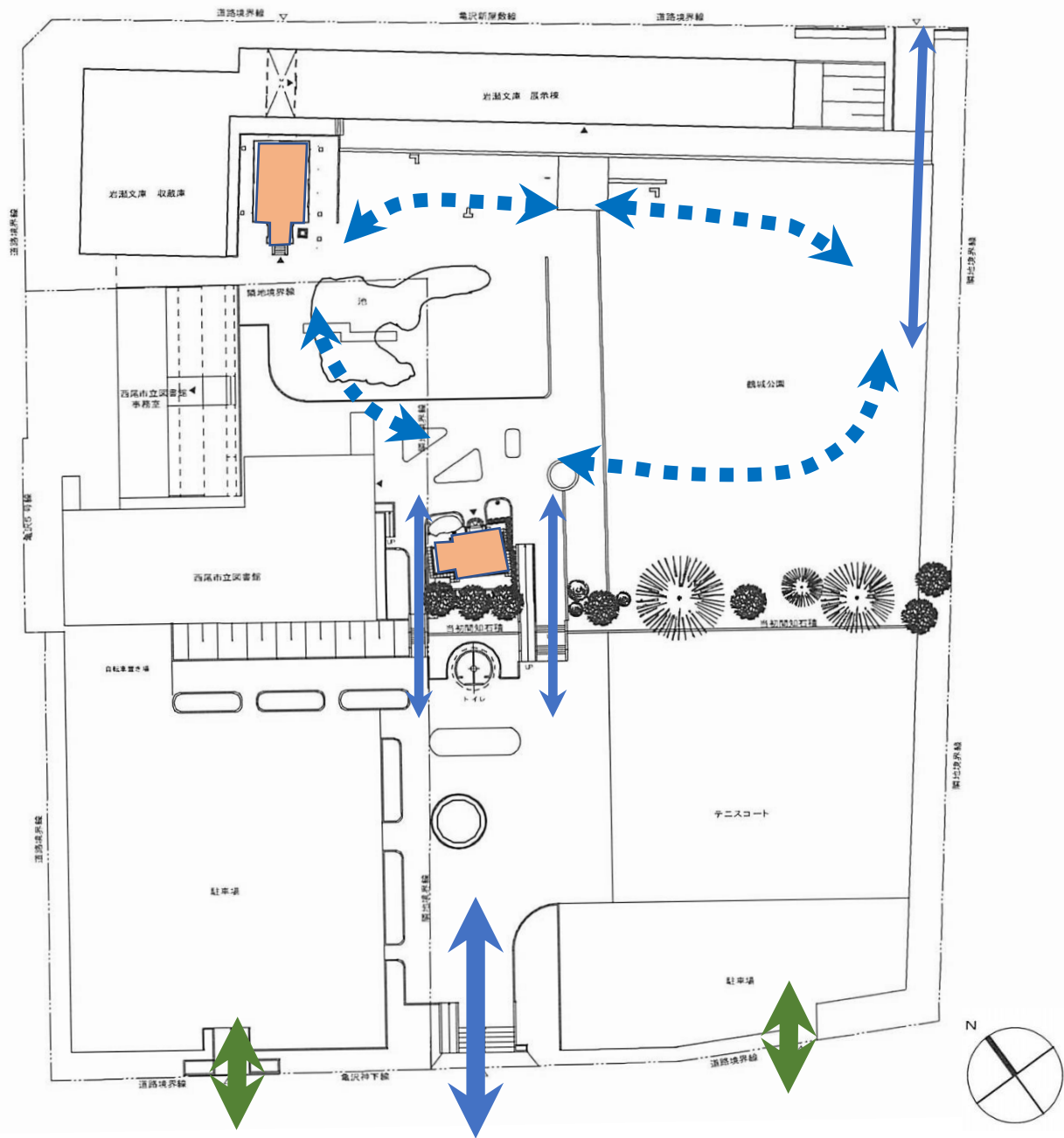
⑤通常の荷物搬入路・管理用駐車場

- ・図書館・岩瀬文庫等への日々の荷物搬入口。
- ・管理者車両や業者車両の駐車スペース。

⑥利用者用駐車場

- ・利用者用の一般駐車場。
- ・福祉車両駐車スペースの駐車場。
- ・通常車両は図書館駐車場を利用する。

図 14 公開活用動線図



保存建造物

- ↔
人の主要動線
↔
車両の主要動線
- ↔
人の副動線
↔
車両の副動線
- ⋯↔
人の副動線(公園再整備後)

3 実施に向けての課題

(1) 建築的課題

図書館や博物館である岩瀬文庫などが隣接しており、整備に際しては、様々な基準が複雑にかかわってくるが、その基準による建築的対処によって旧書庫及びおもちゃ館の文化財的価値を損なうことのないようにその対処方法を十分に検討し最良の手法を選択する。

旧書庫及びおもちゃ館が建つ敷地の特徴として、北側ブロックよりも一段高くなった南ブロックにある。メインアプローチとなる北側ブロックからは、前述の「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」の整備基準に適合した建築計画とする必要がある。

旧書庫及びおもちゃ館は、住宅地の中に位置するため、保存活用する上では、近隣住民の理解がなければ継続的で良好な保存活用は難しい。このためイベント等での公開にあたっては、騒音や人の流れ等について、近隣に配慮した活用やゾーニング、プランニング等を検討する必要がある。また、近隣住民にとって身近で親しまれる拠点となるよう、この地域住民の生活において求められる役割（防災・コミュニティ拠点等）をもたせ、それに必要となる設備を設置することも検討する。

(2) 管理運営に関する課題

今後の改修整備工事により、文化財建造物として公開活用するための良好な状態へ改修する。

台風等の強風時には、屋根の飛散、建具のき損等の被害が予想される。

旧書庫及びおもちゃ館全体の整備は、数カ年を要する長期的な事業となるため、整備が完了した建物から、公開等を開始できることが望ましい。開始するためには、保存修復に加え、防災及び防犯対策を計画的に行う全体の整備スケジュールを策定する必要がある。

第6章 保護に係る諸手続き

1 文化庁長官への届出

(1) 登録有形文化財の滅失、き損等（文化財保護法第 61 条）

文部科学省令で定める事項を記載した書面をもって、その事実を知った日から 10 日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

(2) 登録有形文化財の現状変更の届出等（同第 64 条）

文化財を移築する場合や、外観を変更する範囲が通常望見できる範囲の 4 分の 1 を超える場合には、届出が必要であり、現状を変更しようとする日の 30 日前までに、文部科学省令で定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。4 分の 1 に満たない範囲の現状変更を必要とする場合においても、保存活用計画策定委員等の専門家・機関に意見を求め、慎重に対応する。

(3) 所有者変更に伴う登録証の引渡し（同第 69 条）

登録有形文化財の所有者が変更したときは、旧所有者は、当該登録有形文化財の引渡しと同時にその登録証を新所有者に引き渡さなければならない。新所有者は 20 日以内に届出を行う。

2 文化庁長官への届出が必要ない場合

(1) 非常災害のために必要な応急処置（文化財保護法第 64 条）

非常災害に備えて、事前に行う補強や改修行為、または非常災害後の復旧工事は、事前に届出する必要がない。完了後は、愛知県教育委員会に報告することが望ましい。

(2) 維持の措置（同第 64 条）

登録有形文化財建造物の維持を目的とした行為で、形状を変更する部分の面積が外観の通常望見できる範囲の 4 分の 1 以下の場合や、内装のみを模様替えする場合、雨漏りや壁のひび割れといったき損の発生や拡大を防止するための工事が該当する。